

議 事 日 程 （第 1 号）

令和 2 年 9 月 3 日（木曜日）午前10時 開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 同 第 8 号 下呂市副市長の選任について
- 日程第 5 報 第 11 号 一般財団法人下呂ふるさと文化財団の経営状況の報告について
- 日程第 6 報 第 12 号 健全化判断比率の報告について
- 日程第 7 報 第 13 号 資金不足比率の報告について
- 日程第 8 報 第 14 号 放棄した債権の報告について
- 日程第 9 承 第 7 号 専決処分の承認について（一般廃棄物処理に係る事務の委託）
- 日程第10 承 第 8 号 専決処分の承認について（令和 2 年度下呂市一般会計補正予算（第 9 号））
- 日程第11 承 第 9 号 専決処分の承認について（令和 2 年度下呂市一般会計補正予算（第10 号））
- 日程第12 承 第 10 号 専決処分の承認について（令和 2 年度下呂市一般会計補正予算（第11 号））
- 日程第13 承 第 11 号 専決処分の承認について（令和 2 年度下呂市一般会計補正予算（第12 号））
- 日程第14 承 第 12 号 専決処分の承認について（令和 2 年度下呂市下水道事業会計補正予算（第 2 号））
- 日程第15 同 第 9 号 下呂市功労者表彰につき同意を求めることについて
- 日程第16 同 第 10 号 下呂市功労者表彰につき同意を求めることについて
- 日程第17 同 第 11 号 下呂市功労者表彰につき同意を求めることについて
- 日程第18 同 第 12 号 下呂市功労者表彰につき同意を求めることについて
- 日程第19 同 第 13 号 下呂市功労者表彰につき同意を求めることについて
- 日程第20 同 第 14 号 下呂市功労者表彰につき同意を求めることについて
- 日程第21 同 第 15 号 下呂市功労者表彰につき同意を求めることについて
- 日程第22 同 第 16 号 下呂市功労者表彰につき同意を求めることについて
- 日程第23 議第104号 令和 2 年度下呂市一般会計補正予算（第13号）
- 日程第24 議第105号 下呂市過疎地域自立促進計画の変更について
- 日程第25 議第106号 市道の路線認定について
- 日程第26 議第107号 市道の路線認定について
- 日程第27 議第108号 下呂市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例

- 日程第28 議第109号 下呂市長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第29 議第110号 下呂市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について
- 日程第30 議第111号 下呂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第31 議第112号 下呂市一般住宅の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第32 議第113号 下呂市市営住宅条例の一部を改正する条例について
- 日程第33 議第114号 下呂市濁河温泉施設に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第34 議第115号 令和2年度下呂市一般会計補正予算（第14号）
- 日程第35 議第116号 令和2年度下呂市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）
- 日程第36 議第117号 令和2年度下呂市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第37 議第118号 令和2年度下呂市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第2号）
- 日程第38 議第119号 令和2年度下呂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第2号）
- 日程第39 議第120号 令和2年度下呂市国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）補正予算（第2号）
- 日程第40 議第121号 令和2年度下呂市下呂財産区特別会計補正予算（第1号）
- 日程第41 議第122号 令和2年度下呂市学校給食費特別会計補正予算（第3号）
- 日程第42 議第123号 令和2年度下呂市水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第43 議第124号 令和2年度下呂市下水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第44 議第125号 令和2年度下呂市立金山病院事業会計補正予算（第2号）
- 日程第45 認第1号 令和元年度下呂市一般会計決算の認定について
- 日程第46 認第2号 令和元年度下呂市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）決算の認定について
- 日程第47 認第3号 令和元年度下呂市後期高齢者医療特別会計決算の認定について
- 日程第48 認第4号 令和元年度下呂市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）決算の認定について
- 日程第49 認第5号 令和元年度下呂市介護保険特別会計（保険事業勘定）決算の認定について
- 日程第50 認第6号 令和元年度下呂市下水道事業特別会計決算の認定について
- 日程第51 認第7号 令和元年度下呂市国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）決算の認定について
- 日程第52 認第8号 令和元年度下呂市下呂財産区特別会計決算の認定について
- 日程第53 認第9号 令和元年度下呂市学校給食費特別会計決算の認定について

日程第54 認第10号 令和元年度下呂市水道事業会計決算の認定について

日程第55 認第11号 令和元年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計決算の認定について

日程第56 認第12号 令和元年度下呂市立金山病院事業会計決算の認定について

(追加日程)

追加日程第1 報第15号 委員長報告

出席議員（13名）

議長	中 島 達 也	1 番	鷲 見 昌 己
3 番	飯 塚 英 夫	4 番	森 哲 士
5 番	田 中 喜 登	6 番	尾 里 集 務
7 番	中 島 ゆき子	8 番	田 中 副 武
9 番	今 井 政 良	10 番	伊 藤 嚴 悟
11 番	一 木 良 一	12 番	吾 郷 孝 枝
13 番	中 島 新 吾		

欠席議員（1名）

2 番 田 口 琢 弥

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

市 長	山 内 登	副 市 長	田 口 広 宣
教 育 長	細 田 芳 充	監 査 委 員	都 竹 基 己
総 務 部 長	河 尻 健 吾	教 育 部 長	吉 田 修
建 設 部 長	二 村 忠 男	観 光 商 工 部 長	細 江 博 之
環 境 部 長	中 原 則 之	健 康 福 祉 部 長	今 瀬 成 行
金 山 病 院 院 長	加 藤 和 男	農 林 部 長	野 村 直 己
生 活 部 長	藤 澤 友 治	消 防 長	田 口 伸 一
会 計 管 理 者	中 島 祐 子	金 山 振 興 所 所 長	澤 田 勤 之
萩 原 振 興 所 所 長	松 井 克 彦	下 呂 振 興 所 所 長	小 畑 一 郎
馬 瀬 振 興 所 所 長	見 廣 洋 始	小 坂 振 興 所 所 長	倉 田 誠

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議 会 事 務 局 長	加 藤 鈴 彦	書 記	今 井 満
-------------	---------	-----	-------

◎開会及び開議の宣告

○議長（中島達也君）

おはようございます。御苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は13人で定足数に達しています。

なお、本日、2番 田口琢弥議員より欠席届が出ておりますので、御了承願います。

なお、田口市長公室長が9月2日付で退職されたため、市長公室長は不在となっています。

これより令和2年第5回下呂市議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

なお、報道機関、広報「げろ」及び下呂ネットサービスより取材の申込みがございますので、これを許可いたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（中島達也君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、11番 一木良一君、12番 吾郷孝枝さんを指名いたします。

◎会期の決定

○議長（中島達也君）

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月30日までの28日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、会期は28日間と決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（中島達也君）

日程第3、諸般の報告を行います。

市長行政報告、議長報告、例月現金出納検査報告は、お手元に配付のとおりでありますので御覧願います。

◎同第8号について（議案説明・質疑・討論・採決）

○議長（中島達也君）

日程第4、同第8号 下呂市副市長の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（山内 登君）

おはようございます。

同第8号 下呂市副市長の選任について。

次の者を下呂市副市長に選任したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第162条の規定により、議会の同意を求める。

住所は記載のとおりでございます。氏名、田口広宣、年齢57歳。令和2年9月3日提出。

提案理由、田口広宣氏を下呂市副市長に選任することについて、同意を求めるものでございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（中島達也君）

これより本件に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま説明いただきました同第8号については、会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、同第8号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

まず、本件に反対者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

次に、本件に賛成者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

お諮りします。同第8号 下呂市副市長の選任について、本件を原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、同第8号については同意することに決定いたしました。

ここで、副市長の入場を求めます。

〔副市長 田口広宣君 入場〕

副市長に選任されました田口広宣さんから一言御挨拶をいただきます。

○副市長（田口広宣君）

おはようございます。

ただいま中島議長から御紹介をいただきました田口広宣でございます。

改めて副市長の大任を担うことに大きな責任と身の引き締まる思いでございます。

今般の合掌村事件では、市役所に対する信頼を根幹から失うこととなりました。現在、再発防止委員会を立ち上げるべく準備を進めておりますが、山内市長の強いリーダーシップの下、職員のコンプライアンスと高い倫理観を醸成し、市長が掲げる、まさにワンチーム、職員一丸となって市民の皆様に信頼される組織の構築と下呂市の発展に尽力してまいります。

今後とも、皆様には御指導、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げ、就任に当たり御挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（中島達也君）

ありがとうございました。

ここで暫時休憩とします。再開は10時15分とします。

午前10時05分 休憩

午前10時15分 再開

○議長（中島達也君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

なお、これ以降は新型コロナウイルス感染症対策として執行部の出席は必要最小限の要求をしていますので、御承知ください。

ここで、市長より発言の申出がありましたので、許可いたします。

市長。

○市長（山内 登君）

ただいま休憩中に副市長に対しまして市長公室長事務取扱の辞令を発令させていただきました。9月30日までの間、副市長に対し市長公室長の事務を取り扱っていただく、担当してもらうということにいたしますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

◎報第11号について（報告・質疑）

○議長（中島達也君）

日程第5、報第11号 一般財団法人下呂ふるさと文化財団の経営状況の報告について、報告を求めます。

副市長。

○副市長（田口広宣君）

それでは、報第11号 一般財団法人下呂ふるさと文化財団の経営状況の報告について御説明いたします。

議案書の3ページをお開きください。

報第11号 一般財団法人下呂ふるさと文化財団の経営状況の報告について。

一般財団法人下呂ふるさと文化財団の経営状況について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、別紙のとおり報告するものでございます。令和2年9月3日提出。

事業報告及び決算につきましては、令和2年5月12日に開かれたふるさと文化財団の理事会及び5月28日の評議員会で承認されたものでございます。

それでは、次の5ページからの令和元年度事業報告書及び収支決算書、6ページをお開きください。

事業報告書でございます。

初めに、交流会館指定管理事業につきましては、令和元年度は「下呂交流会館開館10周年記念」として、幅広い世代のたくさんの市民の皆さんに楽しんでいただけるよう企画し、開催。鑑賞型では、劇団四季のミュージカルや、小椋佳さん、水森かおりさんのコンサート、また映画では、カンヌ映画祭で最高賞を獲得した「万引き家族」を上映、下呂市出身でこの映画をプロデュースした代情明彦氏に下呂市を舞台とした新しい映画について語っていただきました。

中段辺りをお願いいたします。

地域貢献型では、9月に下呂市出身のアーティストとジュニアリーダーなどが協働して「アクティブ・オールスター・コンサート」を開催し、大変好評を得ました。

下段をお願いいたします。

貸館事業では、岐阜県学校歯科保健研究会などの大規模な会議や、恒例となっております「下呂温泉いで湯卓球大会」「プロバスケットボールB3リーグ」、7ページをお願いいたします、ほかに「ねんりんピック岐阜2020リハーサル大会」など、また合宿では、県内外の高校運動部や吹奏楽部合宿等が例年どおりに開催されました。安心・快適に練習できる環境に配慮するとともに、また次も下呂に来たいと思っていただけるよう、ホスピタリティーを持って対応していただいております。

中段辺りをお願いいたします。

一方で、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、3月以降休館を余儀なくされ、令和元年度の利用者数は6万3,846人で、前年対比1,716人の減少、宿泊者数は8,104人で、831人の減少となりました。

7ページの下段をお願いいたします。

基本財産運用収入によって実施されるふるさと文化振興事業は、文化に関する研究、講演会として、歴史探訪XVIとして金山地区を探訪、また地域文化の発展のため、市民の主体的な芸術、文化活動2件に対してふるさと文化振興助成金の交付がされております。

8 ページは、令和元年度の理事会・評議員会の開催状況でございます。

9 ページからは役員名簿でございます。

10ページから14ページは令和元年度の実施事業の詳細を示しておりますので、御覧いただきたいと思います。

それでは、令和元年度につきまして、決算につきまして16ページをお開きください。

貸借対照表でございます。

資産の部、流動資産では、現金預金、未収金、つり銭準備金、合わせて3,616万5,185円、固定資産では、基本財産として、定期預金、投資有価証券を合わせて1億円となっております。資産の合計は1億3,616万5,185円となっております。

負債の部、流動負債では、未払金2,384万6,027円、主なものにつきましては、指定管理料剰余金返還金といたしまして654万円、そのほかシステム更新に伴う委託料、音響設備更新工事及び電気料などがございます。未払消費税等の346万5,600円は、消費税の確定による金額となっております。これら全て負債の合計は3,196万7,338円となっております。

次の17ページは、正味財産増減計算書となっております。

一般正味財産増減の部では、経常収益は、基本財産の受取利息、事業収益、この事業収益は主に指定管理料で、合計で1億5,466万8,394円となっており、事業や管理に要した経常費用の合計が1億5,398万8,462円で、当期の経常増減額は67万9,932円の増となりました。経常外増減の部で一般正味財産に加えるとともに、指定正味財産1億円と合わせまして正味財産期末残高が1億419万7,847円となっております。

18ページは今申し上げました17ページの明細でございまして、文化財団のふるさと文化振興事業、下呂市からの指定管理事業、財団の法人会計に分けた明細となっております。

19ページは今申し上げました財務諸表に対する注記で、基本財産の1億円の内訳となっております。

21ページが財産目録で、資産の預け先、流動負債の内容となっております。

22ページが財団の監事によります監査報告で、令和2年5月7日に監査をいただいております。

23ページからは、令和2年度の事業計画書及び収支予算書となっております。

24ページをお開きください。

令和2年度一般財団法人下呂ふるさと文化財団事業計画でございます。

令和2年度は、「大人のための井戸端会議」でファンが増えつつあるミュージカルやジャズ、また人気、実力ともトップクラスのお笑い物まねタレントのコンサート、「大人のための井戸端会議」も五、六回開催を予定しております。

また、貸館事業では、「全国エコツーリズム大会」等が予定されており、ホスピタリティーあふれる気持ちで接客に当たるとともに、引き続き下呂温泉観光協会やコンベンションビューローと連携し、コンベンション利用の誘致を図るとされております。

基本財産運用収入により実施するふるさと文化振興事業につきましては、文化に関する研究会、

講演会として、「歴史探訪」及び「ふるさと講座」を例年どおり開催すること。また、市内で独自に文化事業に取り組む団体や新たな文化・芸術の定着を目指す団体等に対し、ふるさと文化振興助成金を活用して支援を行うこととされております。

25ページから29ページは、今年度の事業内容となっております。

30ページをお願いいたします。

指定管理業務に係る令和2年度の収支予算書となっております。

事業活動収入としましては、指定管理料1億2,996万7,000円を含め合計で1億6,383万2,000円を見込んでおられます。事業活動支出では、交流会館の指定管理事業、交流会館の自主事業の経費、人件費として、合計で1億6,383万2,000円が計上されております。

32ページをお願いいたします。

財団独自会計に係る令和2年度の収支予算書となっております。

事業活動収入としましては、基本財産利息収入190万円を含め合計で249万1,000円を見込んでおられます。事業活動支出では、ふるさと文化振興事業、管理費支出として397万6,000円が計上されております。この予算につきましては、3月11日の理事会、3月18日の評議員会で承認をいただいております。

以上で報告を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（中島達也君）

これより本件に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

これで報第11号の報告を終わります。

◎報第12号及び報第13号について（報告・質疑）

○議長（中島達也君）

日程第6、報第12号 健全化判断比率の報告について、日程第7、報第13号 資金不足比率の報告について、以上2件の報告を求めます。

総務部長。

○総務部長（河尻健吾君）

それでは、議案書の33ページをお開きください。

報第12号 健全化判断比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和元年度決算に係る健全化判断比率を、下記及び別冊のとおり監査委員の意見をつけて報告するものでございます。

下呂市の令和元年度の各比率は、下記のとおりでございます。

まず、実質赤字比率と連結実質赤字比率につきましては、実質収支が黒字、または資金剰余金が生じているため、比率はございません。

実質公債費比率は12.8%で、前年度より0.3ポイント改善しました。この比率は、平成29年度から令和元年度の単年度比率の3か年平均で算出するもので、単年度比率で見ると、令和元年度は前年度に比べ0.03ポイント悪化しましたが、ほぼ前年度と同じであること、また早期健全化基準の25%を大きく下回っていることから、現時点では適正な公債費の償還規模と言えます。

次に、将来負担比率は15.9%となり、前年度から4.4ポイント悪化しました。悪化の主な要因は、基準財政需要額算入見込額が11億9,164万5,000円の減、財政調整基金などの充当可能基金が6億5,743万8,000円の減となったことによるものでございます。しかしながら、早期健全化基準は350%であり、現時点では将来への財政圧迫の度合いは高くない状態と言えます。令和2年9月3日提出。

続きまして、35ページをお開きください。

報第13号 資金不足比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、令和元年度決算に係る資金不足比率を、下記及び別冊のとおり監査委員の意見をつけて報告するものでございます。

本来なら公営企業会計ごとに担当部局より報告すべきものでございますが、総務部のほうでまとめて報告をさせていただきます。

報告書のとおり、資金不足が生じた公営企業会計はないため、令和元年度の資金不足比率については該当がないことを報告させていただきます。令和2年9月3日提出。

以上、2件について報告させていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（中島達也君）

ただいま報告がありました報第12号及び報第13号につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、下呂市監査委員の審査が行われております。よって、その結果につきまして、監査委員の報告を求めます。

都竹監査委員。

○監査委員（都竹基己君）

それでは、お手元に配付されております令和元年度下呂市財政健全化及び経営健全化審査意見書を御覧ください。

表紙から3枚目が審査結果を掲載してございます。

この審査は、市長から提出されました令和元年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを主眼として実施いたしました。

審査期間は、令和2年7月17日から同月31日まででございます。

審査の結果、審査に付されました健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。

なお、(2)資金不足比率の簡易水道事業特別会計につきましては、令和元年度から公営企業会計の水道事業会計に統合されましたので斜線となっております。

以上、御報告いたします。

○議長（中島達也君）

これより本２件に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

これで報第12号及び報第13号の報告を終わります。

◎報第14号について（報告・質疑）

○議長（中島達也君）

日程第８、報第14号 放棄した債権の報告について報告を求めます。

総務部長。

○総務部長（河尻健吾君）

それでは、議案書の37ページをお開きください。

報第14号 放棄した債権の報告について。

下呂市債権管理条例第16条第１項の規定により、次のとおり市の債権を放棄したので、同条第２項の規定により報告するものでございます。

下記の表で債権の名称ごとに説明をさせていただきます。

市営住宅使用料につきましては、放棄事由は第１号と第７号で、人数、件数及び金額は、計で人数は２人、件数は78件、金額につきましては152万9,700円で、放棄年月日につきましては、それぞれ記載のとおりでございます。

次に、濁河温泉使用料で、放棄事由は第１号、人数が１人、件数が２件、金額が99万3,311円で、放棄年月日は、令和２年３月16日でございます。

次に、農業集落排水処理施設使用料で、放棄事由は第３号、人数が１人、件数が１件、金額が1,852円で、放棄年月日は、令和２年３月23日でございます。

次に、水道料金で、放棄事由は第１号から第６号までございまして、人数、件数及び金額は、計で人数が103人、件数が1,227件、金額が2,764万579円で、放棄年月日は、それぞれ記載のとおりでございます。

次に、医療費個人負担金で、37ページから38ページに掲載しておりますので、38ページを御覧ください。放棄事由は、第１号、第３号、第４号、第７号で、人数、件数及び金額は、計で人数が19人、件数が83件、金額が198万7,842円で、放棄年月日は、全て令和２年３月23日でございます。

合計につきましては、最下段になりますが、人数が126人、件数が1,391件、金額が3,215万3,284円でございます。令和2年9月3日提出。

なお、それぞれの放棄事由の概要につきましては、下段に掲載をしておりますので御覧いただきたいと思います。

以上、報告とさせていただきます。

○議長（中島達也君）

これより本件に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

これで報第14号の報告を終わります。

◎承第7号について（議案説明・質疑・討論・採決）

○議長（中島達也君）

日程第9、承第7号 専決処分の承認について（一般廃棄物処理に係る事務の委託）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

環境部長。

○環境部長（中原則之君）

それでは、議案書の39ページをお開きください。

承第7号 専決処分の承認について（一般廃棄物処理に係る事務の委託）。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、その承認を求めます。令和2年9月3日提出。

提案理由でございます。令和2年7月豪雨災害により国道41号線が通行不能となったことに伴い、地方自治法第252条の14に基づき、一般廃棄物処理に係る事務の一部を委託することについて専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

40ページを御覧ください。

これは、令和2年7月16日付の専決処分書（一般廃棄物処理に係る事務の委託）についてでございます。専第11号でございます。

中段以降を御覧ください。

事務の委託の内容でございます。1から4まででございます。

1番、委託事務の範囲でございます。下呂市小坂町門坂地区の一部及び岩崎地区の家庭から排出される一般廃棄物の処理に係る事務。

２．委託の方法、別紙「下呂市から高山市への一般廃棄物の処理に係る事務の委託に関する規約」に基づく委託でございます。

３．委託の金額、77万8,000円、これは7月17日から9月末日までの見込額でございます。

４．委託の相手方、住所、岐阜県高山市花岡町2丁目18番地、氏名、高山市長 國島芳明。

41ページのほうには、高山市への事務の委託に関する規約を掲載しておりますので、御覧いただきたいと思います。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（中島達也君）

これより本件に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、本件に反対者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

次に、本件に賛成者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

これより採決を行います。

承第7号 専決処分の承認について（一般廃棄物処理に係る事務の委託）、本件を承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、承第7号については承認することに決定いたしました。

◎承第8号から承第12号までについて（議案説明・質疑・討論・採決）

○議長（中島達也君）

日程第10、承第8号 専決処分の承認について（令和2年度下呂市一般会計補正予算（第9号））、日程第11、承第9号 専決処分の承認について（令和2年度下呂市一般会計補正予算（第10号））、日程第12、承第10号 専決処分の承認について（令和2年度下呂市一般会計補正予算（第11号））、日程第13、承第11号 専決処分の承認について（令和2年度下呂市一般会計補正予算（第12号））、日程第14、承第12号 専決処分の承認について（令和2年度下呂市水道

事業会計補正予算（第２号））、以上５件を一括議題といたします。

それでは、最初に承第８号から承第11号までの４議案について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（河尻健吾君）

それでは、議案書の43ページをお開きください。

承第８号 専決処分の承認について（令和２年度下呂市一般会計補正予算（第９号））。

地方自治法第179条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。
令和２年９月３日提出。

提案理由でございます。令和２年７月豪雨により発生した災害に対し、早急に復旧対応する必要があり専決処分したので、地方自治法第179条第３項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

44ページをお願いします。

７月８日付の専決処分書でございます。

45ページをお願いいたします。

令和２年度下呂市一般会計補正予算（第９号）。

令和２年度下呂市の一般会計補正予算（第９号）は、次に定めるところによる。

第１条は、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額にそれぞれ３億3,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ269億5,549万5,000円とするものでございます。款項の区分、金額等は、第１表 歳入歳出予算補正によるものです。

事項別明細書により説明をいたしますので、48ページをお開きください。

歳入でございます。

20款繰入金、１項基金繰入金、１目基金繰入金は、今回の補正に係る財源調整のため、財政調整基金から３億3,000万円を繰り入れるものでございます。

49ページをお願いします。

歳出でございます。

上段の４款衛生費、２項清掃費、２目塵芥処理費223万1,000円の増額でございます。これは、災害廃棄物を解体、仕分し、運搬処理するものでございます。

次に、11款災害復旧費でございます。

１項は農林水産業施設災害復旧費で、１目農地災害復旧費は、被災農地の土砂除去や盛土等の市単独事業で3,600万円の増額でございます。

２目農業施設災害復旧費は、被災した農業用水路や農道、牧場管理道路に係る災害復旧費で、現年補助農業施設災害復旧事業は2,400万円の増額で、農業用水路や農道の災害復旧に向けた測量調査設計費等で補助対象となる見込みの事業費でございます。現年市単農業施設災害復旧事業は6,690万円の増額で、農業用水路や農道、牧場管理道路の応急復旧や災害復旧に係る事業費で、市単独事業でございます。

50ページをお願いします。

3目林業施設災害復旧費は、被災した林道に係る災害復旧事業費で、現年補助林業施設災害復旧事業は6,300万円の増額で、災害復旧に向けた測量調査設計費等で補助対象となる見込みの事業費でございます。現年市単林業施設災害復旧事業は4,700万円の増額で、応急復旧や災害復旧に係る事業費で、市単独事業でございます。

2項は公共土木施設災害復旧費で、被災市道の土砂除去などの応急復旧や養生に係る事業費、8,500万円の増額でございます。

51ページをお願いします。

14款予備費については、歳入歳出額の財源調整として586万9,000円を増額するものでございます。

以上で、承第8号 専決処分の承認について（令和2年度下呂市一般会計補正予算（第9号））の説明を終わります。

引き続き、53ページをお願いします。

承第9号 専決処分の承認について（令和2年度下呂市一般会計補正予算（第10号））。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。令和2年9月3日提出。

提案理由でございます。令和2年7月豪雨により発生した災害で、国道41号下呂市門坂地区道路流失による通行止めや市道の通行規制が続いている。復旧のめどが立たず、小坂町門坂地内の一部及び岩崎地内の一般廃棄物収集運搬・市内処分が著しく困難となったことから、市外での一般廃棄物の処理経費の予算を早急に補正対応する必要があり専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

54ページをお願いします。

7月16日付の専決処分書でございます。

引き続き、55ページをお願いします。

令和2年度下呂市一般会計補正予算（第10号）。

令和2年度下呂市の一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

第1条は、歳出予算の補正でございます。款項の区分、金額等は、第1表 歳出予算補正によるものです。

事項別明細書により説明をいたしますので、58ページをお願いします。

歳出でございます。

上段の4款衛生費、2項清掃費、2目塵芥処理費77万8,000円の増額でございます。これは、国道41号小坂地域門坂地内の道路流失により岩崎地区、門坂地区の一部の一般廃棄物について、市内での収集運搬、処理が困難であるため、高山市に委託するものでございます。

14款予備費については、歳出額の財源調整として77万8,000円を減額するものでございます。

以上で、承第9号 専決処分の承認について（令和2年度下呂市一般会計補正予算（第10号））

号)) の説明を終わります。

引き続き、59ページをお願いします。

承第10号 専決処分の承認について（令和2年度下呂市一般会計補正予算（第11号））。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。
令和2年9月3日提出。

提案理由でございます。令和2年7月豪雨により発生した災害に対する応急対応や復旧に向けて直ちに措置する必要な経費として、災害救助、災害廃棄物処理、災害復旧及び緊急対応に係る予算を早急に補正対応する必要があるため専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

60ページをお願いします。

7月17日付の専決処分書でございます。

61ページをお開きください。

令和2年度下呂市一般会計補正予算（第11号）。

令和2年度下呂市の一般会計補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額にそれぞれ4億8,263万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ274億3,812万6,000円とするものでございます。
款項の区分、金額等は、第1表 歳入歳出予算補正によるものです。

第2条は、地方債の補正で、地方債の変更は、第2表 地方債補正によります。

事項別明細書により説明をいたしますので、67ページをお開きください。

歳入でございます。

16款国庫支出金、1項国庫負担金、3目災害復旧費国庫負担金は1億1,891万6,000円の増額で、小坂地域小黒川土砂除去処分に係る国庫負担金8,871万1,000円、下呂中学校グラウンド復旧に係る国庫負担金3,020万5,000円でございます。

同じく2項国庫補助金、2目衛生費国庫補助金は1,869万円の増額で、災害等廃棄物処理に係る補助金でございます。

17款県支出金、2目県補助金、2目民生費県補助金は、被災者生活再建支援法に基づく被災者生活・住宅再建支援事業費に係る補助金で6,280万円を増額するものでございます。

68ページをお願いします。

同じく3項委託金、2目民生費県委託金は、災害救助法適用に伴う被災者住宅応急処理に係る県委託金で1,707万5,000円の増額でございます。

20款繰入金、1項基金繰入金、1目基金繰入金は、今回の補正に係る財源調整のため、財政調整基金から2億5,000万円を繰り入れるものでございます。

22款諸収入、5項雑入、1目雑入は、災害廃棄物処理に伴う鉄屑等売払収入で5万円を計上しております。

23款市債、1項市債、9目災害復旧債は、下呂中学校グラウンドに係る公立学校施設災害復旧

事業債で1,510万円を増額するものでございます。

69ページをお願いします。

歳出でございます。

上段の2款総務費、1項総務管理費、13目総合交通対策費44万円の増額は、小坂地域長瀬地区の土石流により使用不能となったバス停を撤去するものでございます。

3款民生費、5項災害救助費、1目災害救助費は、災害救助法の適用を含めた被災者支援に係る経費で1億3,335万8,000円を増額するものでございます。その内容は、床上浸水以上の被災住宅の再建に係る支援として9,420万円、準半壊以上の被災者住宅の応急修理に係る支援金として1,707万5,000円、国道41号の通行不能により公共交通手段が断たれた小坂地域の外出に係る生活支援として49万円、災害時対応派遣職員に係る負担金や災害対応職員の時間外勤務手当等として2,159万3,000円を計上しています。

70ページをお願いします。

4款衛生費、2項清掃費、2目塵芥処理費は、災害廃棄物の解体、仕分、運搬処理費、廃棄物仮置場の復旧費などで7月8日専決以降の罹災確認により処理量が増加したため、6,007万1,000円を増額するものでございます。

次に、9款消防費、1項消防費、2目非常備消防費は、消防団の災害出動に伴う増額291万円。

3目消防施設費は、小坂地域長瀬地区の土石流により使用不能となった消防機庫撤去に伴う増額、89万1,000円でございます。

71ページをお願いします。

11款災害復旧費でございます。1項は農林水産業施設災害復旧費で2目農業施設災害復旧費は、災害復旧申請事務に係る受益者等を的確に把握し、早期に進めるためのシステム使用に係る増額、36万2,000円。

3目林業施設災害復旧費は、災害復旧申請事務を早期に進めるための任期付職員の雇用に係る増額、35万3,000円でございます。

2項は公共土木施設災害復旧費で、小坂地域小黒川土砂除去処分に係る事業費1億3,300万円、被災市道の災害復旧に向けた測量設計調査に係る事業費9,658万8,000円を増額するものでございます。

72ページをお願いします。

4項は文教施設災害復旧費で、下呂中学校グラウンドの災害復旧に係る事業費4,530万8,000円を増額するものでございます。

5項はその他公共公用施設災害復旧費の増額で、噴泉池排水管復旧や阿多野谷遊歩道復旧、源泉塔外壁修繕などの観光施設災害復旧に係る事業費245万6,000円、つつじヶ丘公園危険木処理に係る事業費20万7,000円でございます。

14款予備費については、歳入歳出額の財源調整として603万4,000円を増額するものでございます。

次に、人件費について説明をいたします。

73ページをお願いします。

一般職の給与費明細書でございます。

上段(1)総括の比較欄、職員数1名の増は、豪雨災害に伴う任期付職員の採用によるものでございます。職員手当の増につきましては、災害対応職員の時間外勤務手当等でございます。

75ページをお願いします。

地方債に関する調書でございます。

表の一番右下が地方債の令和元年度末の見込額で214億1,204万5,000円となる見込みです。

以上で、承第10号 専決処分の承認について（令和2年度下呂市一般会計補正予算（第11号））の説明を終わります。

引き続き、77ページをお願いします。

承第11号 専決処分の承認について（令和2年度下呂市一般会計補正予算（第12号））。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。
令和2年9月3日提出。

提案理由でございます。令和2年7月豪雨により被災した林業施設の災害復旧について、林道の災害復旧箇所が見込みを上回ったことや、補助採択に向けて限られた期間で県に対し確定報告をしなければならないため、設計業務を追加して依頼する必要性が生じたことから、不足する測量設計等委託料を早急に補正対応する必要があり専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

78ページをお願いします。

8月3日付の専決処分でございます。

79ページをお願いします。

令和2年度下呂市一般会計補正予算（第12号）。

令和2年度下呂市の一般会計補正予算（第12号）は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額にそれぞれ4,500万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ274億8,312万6,000円とするものでございます。款項の区分、金額等は、第1表 歳入歳出予算補正によるものです。

事項別明細書により説明をいたしますので、82ページをお開きください。

歳入でございます。

20款繰入金、1項基金繰入金、1目基金繰入金は、今回の補正に係る財源調整のため、財政調整基金から4,500万円を繰り入れるものでございます。

83ページをお願いします。

歳出でございます。

11款災害復旧費、1項農林水産業施設災害復旧費、3目林業施設災害復旧費は4,525万1,000円の増額で、7月8日専決以降被災した林道の現地踏査を進める中、被災状況が予想を大きく上回

り、復旧事業の補助採択に向けた期間が短期間であるため、早急に測量設計等委託料を増額するものでございます。

14款予備費については、歳入歳出額の財源調整として25万1,000円を減額するものでございます。

以上で、承第11号 専決処分の承認について（令和2年度下呂市一般会計補正予算（第12号））の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（中島達也君）

続いて、承第12号について提案理由の説明を求めます。

生活部長。

○生活部長（藤澤友治君）

それでは、議案書の85ページをお願いいたします。

承第12号 専決処分の承認について（令和2年度下呂市水道事業会計補正予算（第2号））。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。
令和2年9月3日提出。

提案理由でございます。令和2年7月豪雨により発生した災害に対し、早急に復旧対応する必要があり専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

議案書の86ページをお願いいたします。

令和2年7月17日付の専決処分書でございます。

続きまして、議案書の87ページをお願いいたします。

令和2年度下呂市水道事業会計補正予算（第2号）。

第1条、令和2年度下呂市水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条、令和2年度下呂市水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

収益的支出でございますが、第1款水道事業費用は819万5,000円を増額し、12億3,287万5,000円とするものでございます。

第3条は、予算第4条本文括弧書き中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億8,633万8,000円は、当年度及び過年度の損益勘定留保資金2億6,951万9,000円及び消費税資本的収支調整額1,681万9,000円で補填するものとする。」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億9,103万8,000円は、当年度及び過年度の損益勘定留保資金2億7,379万2,000円及び消費税資本的収支調整額1,724万6,000円で補填するものとする。」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

資本的支出でございますが、第1款資本的支出は、470万円を増額し、5億4,503万9,000円とするものでございます。

続きまして、議案書の88ページをお願いいたします。

令和２年度下呂市水道事業会計補正予算実施計画で説明をさせていただきます。

収益的支出でございます。

１款水道事業費用、１項営業費用819万5,000円の増額は、７月豪雨災害により被災した小坂地域門坂簡易水道施設の水道管の仮復旧工事及び松尾浄水場管理道の倒木、土砂除去及び浅水簡水下上呂地内配水管破損仮復旧に係る経費を計上したものでございます。

続きまして、議案書の89ページをお願いいたします。

資本的支出でございます。

１款資本的支出、１項建設改良費470万円の増額は、７月豪雨災害により小坂地域門坂簡易水道施設の松尾浄水場の流入が林道崩壊したことにより橋梁が流失し、橋梁に添架してありました水道管が流され、流入できなくなったため、橋梁設計委託業務を計上したものでございます。

90ページ以降は、キャッシュ・フロー計算書、予定貸借対照表、補正予算実施計画明細書でございます。

以上で、令和２年度下呂市水道事業会計補正予算（第２号）の説明を終わります。御審議のほうよろしくお願いいたします。

○議長（中島達也君）

これより本５件に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、本５件に反対者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

次に、本５件に賛成者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

これより採決を行います。

承第８号 専決処分の承認について（令和２年度下呂市一般会計補正予算（第９号））、本件を承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、承第８号については承認することに決定いたしました。

承第９号 専決処分の承認について（令和２年度下呂市一般会計補正予算（第10号））、本件

を承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、承第9号については承認することに決定いたしました。

承第10号 専決処分の承認について（令和2年度下呂市一般会計補正予算（第11号））、本件を承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、承第10号については承認することに決定いたしました。

承第11号 専決処分の承認について（令和2年度下呂市一般会計補正予算（第12号））、本件を承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、承第11号については承認することに決定いたしました。

承第12号 専決処分の承認について（令和2年度下呂市水道事業会計補正予算（第2号））、本件を承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、承第12号については承認することに決定いたしました。

休憩をいたします。再開は午前11時15分といたします。

午前11時04分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（中島達也君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

◎同第9号から同第16号までについて（議案説明・質疑・討論・採決）

○議長（中島達也君）

日程第15、同第9号 下呂市功労者表彰につき同意を求めることについて、日程第16、同第10号 下呂市功労者表彰につき同意を求めることについて、日程第17、同第11号 下呂市功労者表彰につき同意を求めることについて、日程第18、同第12号 下呂市功労者表彰につき同意を求めることについて、日程第19、同第13号 下呂市功労者表彰につき同意を求めることについて、日程第20、同第14号 下呂市功労者表彰につき同意を求めることについて、日程第21、同第15号 下呂市功労者表彰につき同意を求めることについて、日程第22、同第16号 下呂市功労者表彰につき同意を求めることについて、以上8件を一括議題といたします。

同第9号から同第16号までの8議案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（山内 登君）

それでは、議案書の97ページ以降を御覧いただきたいと思います。

同第9号 下呂市功労者表彰につき同意を求めることについて。

次の者を下呂市功労者として表彰したいので、下呂市功労者等表彰条例第3条の規定により、議会の同意を求める。

住所は記載のとおりでございます。氏名、各務吉則、年齢71歳、表彰領域、条例第3条第1号 地方自治。功績、議会議員として地方自治の振興に貢献。令和2年9月3日提出。

提案理由、下呂市功労者等表彰条例に規定する、その功労が特に顕著であると認めるため。

99ページを御覧ください。

同第10号 下呂市功労者表彰につき同意を求めることについて。

次の者を下呂市功労者として表彰したいので、下呂市功労者等表彰条例第3条の規定により、議会の同意を求める。

住所は記載のとおりです。氏名、大森章弘、年齢60歳、表彰領域、条例第3条第1号 地方自治。功績、消防団員として地方自治の振興に貢献。令和2年9月3日提出。

提案理由、下呂市功労者等表彰条例に規定する、その功労が特に顕著であると認めるため。

101ページを御覧ください。

同第11号 下呂市功労者表彰につき同意を求めることについて。

次の者を下呂市功労者として表彰したいので、下呂市功労者等表彰条例第3条の規定により、議会の同意を求める。

住所は記載のとおりです。氏名、石神拓実、年齢60歳、表彰領域、条例第3条第1号 地方自治。功績、消防団員として地方自治の振興に貢献。令和2年9月3日提出。

提案理由、下呂市功労者等表彰条例に規定する、その功労が特に顕著であると認めるため。

103ページを御覧ください。

同第12号 下呂市功労者表彰につき同意を求めることについて。

次の者を下呂市功労者として表彰したいので、下呂市功労者等表彰条例第3条の規定により、議会の同意を求める。

住所は記載のとおりです。氏名、西尾晏亨、年齢76歳、表彰領域、条例第3条第2号 社会福祉。功績、民生児童委員として社会福祉の向上に貢献。令和2年9月3日提出。

提案理由、下呂市功労者等表彰条例に規定する、その功労が特に顕著であると認めるため。

105ページを御覧ください。

同第13号 下呂市功労者表彰につき同意を求めることについて。

次の者を下呂市功労者として表彰したいので、下呂市功労者等表彰条例第3条の規定により、議会の同意を求める。

住所は記載のとおりです。氏名、伊藤正、年齢73歳、表彰領域、条例第3条第2号 社会福祉。功績、民生児童委員として社会福祉の振興に貢献。令和2年9月3日提出。

提案理由、下呂市功労者等表彰条例に規定する、その功労が特に顕著であると認めるため。

107ページを御覧ください。

同第14号 下呂市功労者表彰につき同意を求めることについて。

次の者を下呂市功労者として表彰したいので、下呂市功労者等表彰条例第3条の規定により、議会の同意を求める。

住所は記載のとおりです。氏名、中島知子、年齢70歳、表彰領域、条例第3条第2号 社会福祉。功績、民生児童委員として社会福祉の向上に貢献。令和2年9月3日提出。

提案理由、下呂市功労者等表彰条例に規定する、その功労が特に顕著であると認めるため。

109ページを御覧ください。

同第15号 下呂市功労者表彰につき同意を求めることについて。

次の者を下呂市功労者として表彰したいので、下呂市功労者等表彰条例第3条の規定により、議会の同意を求める。

住所は記載のとおりです。氏名、住智治、年齢60歳、表彰領域、条例第3条第3号 保健衛生。功績、学校薬剤師として保健衛生の向上に貢献。令和2年9月3日提出。

提案理由、下呂市功労者等表彰条例に規定する、その功労が特に顕著であると認めるため。

111ページを御覧ください。

同第16号 下呂市功労者表彰につき同意を求めることについて。

次の者を下呂市功労者として表彰したいので、下呂市功労者等表彰条例第3条の規定により、議会の同意を求める。

住所は記載のとおりです。氏名、富永京子、年齢63歳、表彰領域、条例第3条第6号 教育文化。功績、教育委員会委員として教育文化の振興に貢献。令和2年9月3日提出。

提案理由、下呂市功労者等表彰条例に規定する、その功労が特に顕著であると認めるため。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（中島達也君）

これより本8件に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま説明いただきました同第9号から同第16号までの8議案については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、同第9号から同第16号までの8議案については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

まず、本8件に反対者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

次に、本８件に賛成者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

これより採決を行います。

同第９号 下呂市功労者表彰につき同意を求めることについて、本件を原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、同第９号については、同意することに決定いたしました。

同第10号 下呂市功労者表彰につき同意を求めることについて、本件を原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、同第10号については、同意することに決定いたしました。

同第11号 下呂市功労者表彰につき同意を求めることについて、本件を原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、同第11号については、同意することに決定いたしました。

同第12号 下呂市功労者表彰につき同意を求めることについて、本件を原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、同第12号については、同意することに決定いたしました。

同第13号 下呂市功労者表彰につき同意を求めることについて、本件を原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、同第13号については、同意することに決定いたしました。

同第14号 下呂市功労者表彰につき同意を求めることについて、本件を原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、同第14号については、同意することに決定いたしました。

同第15号 下呂市功労者表彰につき同意を求めることについて、本件を原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、同第15号については、同意することに決定いたしました。

同第16号 下呂市功労者表彰につき同意を求めることについて、本件を原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、同第16号については、同意することに決定いたしました。

◎議第104号について（議案説明・質疑・委員会付託）

○議長（中島達也君）

日程第23、議第104号 令和2年度下呂市一般会計補正予算（第13号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（山内 登君）

ただいま上程されました議第104号の補正予算につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議第104号につきましては、緊急を要するため、初日に議決をいただきたく、通常日程による補正案件、議第115号と分割して上程させていただくものでございます。

今回の補正予算では、7月豪雨災害による本復旧と災害救助支援、新たな生活様式の確立に向けたコロナ対策、下呂温泉合掌村使途不明金事件に係る全容解明と損害賠償を求めるための経費を計上させていただくものでございます。

7月豪雨災害に関しましては、対応の必要がある都度、専決をさせていただき、適時な災害支援と早期の復旧に向けた測量調査費を計上させていただきました。

今回お願いする補正内容は、いち早い本格的な復旧に向けた施設整備と床下浸水の被害を受けた世帯への支援金交付が主な内容で、早急に取り組む必要がある事務事業でございます。

コロナ対策につきましては、コロナとともにある新しい日常と生活様式の確立に向け、感染予防に取り組む市内事業者への支援と同時に、市内消費活動に対する安全・安心を一刻も早く啓発・普及する必要があるございます。

また、市民生活、社会経済活動の回復支援として、市内民間事業者の事業継続や雇用維持が急務である中、タイミングを捉えて早期に住宅リフォーム補助を実施し、市内経済を下支えし、災害復旧とも相まって地域経済の好循環を目指す必要があるございます。

そのほかとして、8月20日、議会全員協議会で報告をさせていただきました下呂温泉合掌村使途不明金事件の一刻も早い全容解明と損害賠償を求めていく必要があるございますので、弁護士費用等の補正をお願いするものでございます。

詳細につきましては、総務部長が説明をさせていただきます。よろしく願いを申し上げます。

○議長（中島達也君）

次に、議第104号について詳細説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（河尻健吾君）

それでは、議第104号 令和2年度下呂市一般会計補正予算（第13号）の詳細説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

令和2年度下呂市の一般会計補正予算（第13号）は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額にそれぞれ17億2,976万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出とも292億1,288万9,000円とするものでございます。款項の区分、金額等は、第1表 歳入歳出予算補正によります。

第2条は繰越明許費の補正で、繰越明許費の追加は、第2表 繰越明許費補正によります。

第3条は債務負担行為の補正で、債務負担行為の追加は、第3表 債務負担行為補正によります。

第4条は地方債の補正で、地方債の追加、変更は、第4表 地方債補正によります。令和2年9月3日提出。

2ページをお願いします。

第1表 歳入歳出予算補正の歳入でございます。

16款国庫支出金6億3,730万4,000円の増額は、7月豪雨による市道、河川、橋梁の災害復旧に係る公共土木施設災害復旧費負担金4億7,105万5,000円、しらさぎ緑地公園の災害復旧に係る公共土木災害復旧費負担金4,201万4,000円、土石流発生河川の土砂除去処分に係る都市災害復旧事業費補助金2,423万5,000円、新型コロナウイルス感染症対応に係る地方創生臨時交付金1億円でございます。

17款県支出金3億4,329万3,000円の増額は、水路や農道の災害復旧に係る農業施設等災害復旧費補助金1億6,752万4,000円、林道の災害復旧に係る林業施設災害復旧費補助金1億7,257万8,000円、災害救助法の適用により委託された応急住宅供与に係る災害救助費委託金319万1,000円でございます。

19款寄附金3,213万7,000円の増額は、7月豪雨災害に対して8月17日までに頂いた御寄附で、指定寄附金284万1,000円、ふるさと寄附金2,929万6,000円でございます。

20款繰入金1億4,000万円の増額は、今回の補正で財源調整のために財政調整基金から1億4,000万円を繰り入れるものでございます。

22款諸収入182万9,000円の増額は、7月豪雨災害に対し自治体等から頂いた見舞金でございます。

23款市債5億7,490万円の増額は、7月豪雨災害の復旧に係る災害復旧債5億6,800万円と土木債2,200万円でございます。

続いて、3ページをお願いします。

歳出でございます。

2款総務費は352万5,000円の増額でございます。下呂温泉合掌村使途不明金の損害賠償請求に係る弁護士費用等348万2,000円が主なものでございます。

また、本事件の終了には時間を要する可能性がありますので、第3表、5ページになりますけれども、事件終了までを期間とする債務負担行為を併せて補正するものでございます。

3款民生費は2,116万6,000円の増額でございます。7月豪雨により床下浸水の被害を受けた182世帯への支援金1,797万5,000円、被災により避難住宅を余儀なくされ民間住宅に居住している4世帯への支援319万1,000円でございます。

なお、民間住宅居住の4世帯へは、災害救助法の適用により居住から2年間支援できることから、第3表、5ページでございますけれども、賃借料に係る債務負担行為を令和4年度まで併せて補正するものでございます。

7款商工費は5,000万円の増額でございます。コロナ禍において市内事業者が新たな生活様式に向け感染予防に取り組むために必要な資機材等を購入することに対し、補助率2分の1、補助限度額を10万円として支援するものでございます。500事業所を目標とし、県が推薦する感染予防ステッカーの普及を併せて実施し、消費者への安全・安心啓発を図る予定でございます。

8款土木費は5,000万円の増額でございます。市内民間事業者の事業継続や雇用維持が急務である中、市内経済を下支えし、災害復旧とも相まって地域経済の好循環を目指すために住宅リフォームに対して補助金を交付するものでございます。なお、補助率は3分の1で、対象事業費30万円以上、補助限度額50万円で、100件を目標に1億5,000万円の経済効果を目指します。

11款災害復旧費は16億433万1,000円の増額でございます。農地、水路、農道等に係る災害復旧費3億960万9,000円、林道に係る災害復旧費3億5,643万7,000円、市道、河川、橋梁に係る災害復旧事業8億4,890万2,000円、しらさぎ緑地公園に係る災害復旧費8,909万8,000円が主なものでございます。

14款予備費については、歳入歳出額の財源調整として77万4,000円を増額するものでございます。

4ページをお願いいたします。

第2表 繰越明許費補正でございます。

林道に係る災害復旧事業3億3,693万7,000円のうち、年度内の完成が見込めない事業3億2,672万7,000円については、増額補正と同時に繰越明許費の補正をするものでございます。

5ページをお願いします。

第3表 債務負担行為補正でございます。

先ほど歳出補正の2款総務費、3款民生費で御説明をいたしましたので省略をさせていただきます。

6ページをお願いします。

第4表 地方債補正でございます。

今回の補正で災害復旧債として農業施設等災害復旧事業に9,020万円、林業施設災害復旧事業に1億7,060万円、公共土木施設災害復旧事業に2億9,210万円を新たに追加するものでございます。

また、土木債の河川整備事業を2,200万円増額するものでございます。

7ページからは、歳入歳出補正予算の事項別明細書となります。

少し飛びますが、17ページをお開きください。

特別職の給与費明細書でございます。

下段の比較欄を御覧ください。

その他の特別職は、下呂温泉合掌村使途不明金に関する退職手当審査会開催に係る委員報酬の増額3万6,000円でございます。

18ページをお願いします。

債務負担行為の補正に係る今年度以降の支出予定額とその財源内訳について示しております。

19ページをお願いします。

地方債の調書でございます。

ちょうど右下が令和2年度末の残高見込額で、219億8,694万5,000円になる見込みでございます。

以上で、令和2年度下呂市一般会計補正予算（第13号）の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（中島達也君）

これより本件に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

7番 中島ゆき子さん。

○7番（中島ゆき子君）

ただいまの資料の11ページをお願いいたします。

雑入のところですが、災害見舞金とあります。災害見舞金につきまして、いろんなところからたくさん頂いておると思いますけど、その見舞金の管理の仕方についてお願いします。

○議長（中島達也君）

総務部長。

○総務部長（河尻健吾君）

これにつきましては、一般会計に歳入として入れて管理をしております。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（中島達也君）

7番 中島ゆき子さん。

○7番（中島ゆき子君）

そうしますと、雑入という形の科目になっているのか、その辺の科目について伺います。

○議長（中島達也君）

総務部長。

○総務部長（河尻健吾君）

諸収入の雑入という形で、雑入の科目に入れております。以上でございます。

○議長（中島達也君）

いいですか。

○7番（中島ゆき子君）

はい。

○議長（中島達也君）

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

12番 吾郷孝枝さん。

○12番（吾郷孝枝君）

13ページのところの住宅費、緊急経済対策住宅等リフォーム補助事業の5,000万についてなんですけれども、これは対象は緊急経済対策ということで、やはり幅広く困っている方が使えるということが私は一番大事だと思いますが、特に店舗の改修というのはどうもここに入っていないようなんですけれども、店舗をいろいろな形で改修したいという方がやっぱり使えるようにすべきではないかと思いますが、その点、どうして入らなかったのか、お尋ねします。

○議長（中島達也君）

総務部長。

○総務部長（河尻健吾君）

今回の補正については住宅リフォーム、先回も下呂市として取り組んだ住宅リフォームの新しい版といいますか、ということで取り組む事業でございます。店舗改修等については、住宅じゃなくて店舗、商店等のリフォーム補助等については、商工費の中でリフォーム補助があらうかと思います。ということで、今回については、一般の住宅等のリフォームについて支援をするという形で取り組んでいくということでございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（中島達也君）

12番 吾郷孝枝さん。

○12番（吾郷孝枝君）

今、商工のほうで店舗の改修のことはあるとおっしゃいましたけれども、商工のほうを見ますと、そういう商店の改修というふうではなっていない。コロナの対策でつい立てを作るとか、いろんな備品を買うとか、そういうことしか今回上がっていないんですけれども、14号のほうですかね。ですから、本当にこの目的からいったら、今困っている方、そしてお客さんを何とか取り入れたいと思っている商店の方が安心して入っていただけるような形、そして模様替えをやったりしたいという要望もあると思いますけれども、そういうところを私は考えなくちゃいけなかったんじゃないかなというふうに思いますが、どうですか。

○議長（中島達也君）

総務部長。

○総務部長（河尻健吾君）

先ほどの店舗の改修といいますか、空き店舗の改修に助成があるということで、それは訂正をさせていただきます。

ただ、今回の補正については、前回と同じように一般住宅等についての改修ということで考えておりますので、それについては入っていないというものでございます。

○議長（中島達也君）

吾郷さん、この後、予算委員会に付託しますので、その辺も御配慮いただいて簡潔に。

○12番（吾郷孝枝君）

じゃあ、よかったです。

○議長（中島達也君）

ほかございますか。

〔挙手する者なし〕

これで質疑を終結いたします。

お諮りします。議第104号については、お手元に配付してあります付託表のとおり、予算特別委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議第104号については予算特別委員会に付託することに決定いたしました。

休憩いたします。

午前11時43分 休憩

午後1時50分 再開

○議長（中島達也君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

追加日程がございますので、配付いたします。

〔追加日程配付〕

会議に入る前に総務部長から発言の訂正がありますので、これを許可いたします。

総務部長。

○総務部長（河尻健吾君）

休憩前に上程をいたしました議第104号 令和2年度下呂市一般会計補正予算（第13号）の説明の中で補正予算書の3ページでございますけれども、総務費の補正額を「352万5,000円」と説明をいたしましたけれども、正しくは「352万2,000円」の誤り、もう一点、同じく3ページの予備費でございます。これにつきましても、「77万4,000円」と説明をいたしましたけれども、正しくは「74万4,000円」の誤りでございますので訂正をさせていただきます。

また、これの質疑の中で12番議員のほうから御質問いただきました件で住宅リフォームの店舗の件について対象にならないということで説明をさせていただきましたけれども、実際には個人事業主が事業に利用する店舗については対象になるということでございますので訂正をさせていただきます。どうも申し訳ございませんでした。

○議長（中島達也君）

日程についてお諮りいたします。ただいまお手元に配付しました議事日程（第1号の追加1）、追加日程第1、報第15号 委員長報告を日程に追加し、議題といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議事日程（第1号の追加1）、報第15号 委員長報告を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

◎報第15号について

○議長（中島達也君）

追加日程第1、報第15号 委員長報告を行います。

本定例会において付託しました日程第23、議第104号 令和2年度下呂市一般会計補正予算（第13号）を議題といたします。

審査結果について委員長の報告を求めます。

予算特別委員会委員長 田中副武君。

○予算特別委員長（田中副武君）

委員長報告を申し上げます。

令和2年9月定例会初日の本日、議場において審査を付託されました議第104号 令和2年度下呂市一般会計補正予算（第13号）について、庁舎3階第1会議室で午後1時から、議長及び13名の委員と市長をはじめ執行部、担当者出席をいただき審査しました。

今回の補正予算（第13号）は、7月豪雨の災害関連予算と新型コロナウイルス感染症対策関連が主なもので、一刻も早く事業に着手する必要があるため、全会一致で可決すべきものと決しました。

委員の方からは活発な意見や質問があったことを申し添え、委員長報告とさせていただきます。

◎議第104号について（質疑・討論・採決）

○議長（中島達也君）

委員長報告を終わり、これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、本件に反対者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

次に、本件に賛成者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議第104号 令和2年度下呂市一般会計補正予算（第13号）、委員長の報告は可決であります。
委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第104号については、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議第105号から議第114号までについて（議案説明・質疑・委員会付託）

○議長（中島達也君）

日程第24、議第105号 下呂市過疎地域自立促進計画の変更について、日程第25、議第106号 市道の路線認定について、日程第26、議第107号 市道の路線認定について、日程第27、議第108号 下呂市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例について、日程第28、議第109号 下呂市長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について、日程第29、議第110号 下呂市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について、日程第30、議第111号 下呂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、日程第31、議第112号 下呂市一般住宅の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、日程第32、議第113号 下呂市市営住宅条例の一部を改正する条例について、日程第33、議第114号 下呂市濁河温泉施設に関する条例の一部を改正する条例について、以上10件を一括議題といたします。

初めに、議第105号について提案理由の説明を求めます。

副市長。

○副市長（田口広宣君）

それでは、議第105号 下呂市過疎地域自立促進計画の変更について御説明します。

議案書の113ページをお開きください。

議第105号 下呂市過疎地域自立促進計画の変更について。

下呂市過疎地域自立促進計画の変更について議会の議決を求める。令和2年9月3日提出。

提案理由でございます。下呂市過疎地域自立促進計画の変更について、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項の規定により議決を求めるものでございます。

議案書の114ページをお願いいたします。

区分欄の1．産業の振興では、事業名称の修正、事業内容の変更並びに事業の追加でございます。

区分欄の2．交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進では、事業名称の修正、事業内容の変更並びに事業の追加でございます。

区分欄の4．高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進では、事業の追加。

区分欄の6．教育の振興では、事業の追加でございます。

いずれも過疎対策事業債を活用する事業に関わる変更について議決を求めるものでございます。

以上で、下呂市過疎地域自立促進計画の変更についての説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（中島達也君）

次に、議第106号及び議第107号について提案理由の説明を求めます。

建設部長。

○建設部長（二村忠男君）

議案書の115ページをお願いいたします。

議第106号 市道の路線認定について。

次のとおり市道の路線を認定することについて、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

路線名、和川83号線、起・終点、下呂市蛇之尾字丸尾山847番3地先から下呂市蛇之尾字枝ヶ洞962番8地先まででございます。令和2年9月3日提出。

提案理由でございます。道路改良に伴い、道路を市道認定するためでございます。

続きまして、119ページをお願いいたします。

議第107号 市道の路線認定について。

次のとおり市道の路線を認定することについて、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

路線名、宝線、起・終点でございます、下呂市馬瀬黒石字下モ垣内241番4地先から下呂市馬瀬黒石字タカラ1278番4地先まででございます。令和2年9月3日提出。

提案理由でございます。道路改良に伴い、道路を市道認定するものでございます。

以上2議案、御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（中島達也君）

続いて、議第108号について提案理由の説明を求めます。

副市長。

○副市長（田口広宣君）

それでは、議案書の123ページをお願いいたします。

議第108号 下呂市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例。

下呂市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。令和2年9月3日提出。

提案理由でございます。法律の改正に伴い、当該条例の改正を行うものでございます。

条例要綱にて説明いたしますので、133ページをお願いいたします。

下呂市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例要綱。

1. 改正理由でございます。情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律が改正され、国の行政機関における行政手続を原則オンライン化していくために必要な事項が定められました。当市も国の方針に準じ、今後、行政手続のオンライン化を進めていくため、当該条例の一部を改正するものでございます。

2. 概要、(1)法の改正に合わせ、題名を下呂市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例に改めます。題名関係です。

(2)積極的に情報通信技術を活用し、行政の推進を行い、手続等に係る関係者の利便性の向上、行政運営の簡素化及び効率化を図り、市民生活の向上に寄与することを目的とします。第1条関係でございます。

(3)法の規定に合わせて語句の修正を行います。第2条関係でございます。

(4)申請者本位の規定方法に改めます。新たに電子申請等をした際の手数料の納付方法を規則で定める方法により、オンライン等で納付できることを規定します。また、申請等でどうしても対面での本人確認が必要な場合や、書類の原本の確認が必要な場合は、部分的にオンライン申請を行うことを認める規定をします。第3条関係でございます。

(5)処分通知等を主体とした規定方法に改めます。また、処分通知等でどうしても対面での本人確認が必要な場合や、原本を交付する必要がある場合は、部分的にオンラインでの処分通知等を行うことを認める規定をします。第4条関係でございます。

(6)法の規定に合わせて規定方法を改めます。134ページをお願いいたします。第5条、第6条関係でございます。

(7)対面による確認が必要な場合で規則等で定めた手続や、他の条例等で電子的な手続が規定されている場合は、この条例の適用除外であることを規定します。第7条関係です。

(8)電子申請等に必要な添付書面等でマイナンバーの情報連携等で確認ができる事項については、添付書面等を省略することを規定します。第8条関係です。

(9)市は、関係機関が行う電子申請等の情報システムの整備について、安全性及び信頼性を確保して総合的、計画的に実施すること、また導入により、事務の簡素化及び合理化に努めることを規定します。第9条関係です。

(10)電子申請等の実施状況などについて随時公表していくことを規定します。第10条関係です。

(11)この条例は、令和2年10月1日から施行します。附則第1項関係です。

(12)法の改正に伴い、下呂市行政不服審査法施行条例の一部を改正します。附則第2項関係でございます。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（中島達也君）

続いて、議第109号及び議第110号について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（河尻健吾君）

それでは、議案書の135ページをお願いいたします。

議第109号 下呂市長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例。

下呂市長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。令和2年9月3日提出。

提案理由でございます。下呂温泉合掌村における公金の着服事件を受け、市長としての姿勢を示すため給与の減額をするものでございます。

条例要綱で説明をいたします。

137ページをお願いします。

下呂市長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例要綱。

1. 改正理由は提案理由と同じですので省略をさせていただきます。
2. 概要、(1)市長給与を3か月間、10%減額します。第2条関係でございます。
- (2)この条例は、公布の日から施行します。附則関係でございます。

引き続き、139ページをお願いします。

議第110号 下呂市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について。

下呂市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。令和2年9月3日提出。

提案理由でございます。行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正に伴い、当該条例の一部を改正するものでございます。

条例要綱で説明をいたします。

141ページをお願いいたします。

下呂市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例要綱。

1. 改正理由は提案理由と同じですので省略をさせていただきます。
2. 概要、(1)法律名が変更されたことに伴い、修正するものでございます。第6条関係でございます。
- (2)この条例は、公布の日から施行します。附則関係でございます。

以上2件、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（中島達也君）

続いて、議第111号について提案理由の説明を求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（今瀬成行君）

それでは、議案書の143ページをお開きください。

議第111号 下呂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。

下呂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。令和2年9月3日提出。

提案理由でございます。当該条例の基準となる家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、当該条例の一部を改正するものでございます。

条例要綱にて説明させていただきますので、147ページをお開きください。

下呂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例要綱。

1. 改正理由、提案理由と同様でございますので省略させていただきます。

2. 概要、(1)家庭的保育事業者等は、当該保育の提供（3歳未満児）終了後も保育が継続的に提供されるよう連携施設を確保する必要があるとされていますが、家庭的保育事業者等において、引き続き保育が提供されるよう必要な措置を講じている場合や、連携施設の確保が著しく困難な場合においては、連携施設の確保を不要といたします。第6条関係でございます。

(2)児童福祉法の引用する条項を変更します。第23条関係でございます。

(3)居宅訪問型保育を提供する必要性が高いと市が認める要件の中に新たな要件を加えるものです。第37条関係でございます。

(4)この条例は、公布の日から施行します。附則関係でございます。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（中島達也君）

続いて、議第112号及び議第113号について提案理由の説明を求めます。

生活部長。

○生活部長（藤澤友治君）

それでは、議案書の149ページをお開きください。

議第112号 下呂市一般住宅の設置等に関する条例の一部を改正する条例について。

下呂市一般住宅の設置等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。令和2年9月3日提出。

提案理由でございますが、老朽化した一般住宅の用途廃止をするため、当該条例の一部を改正するものでございます。

それでは、条例要綱で説明をさせていただきますので、151ページをお開きください。

1. 改正理由でございますが、提案理由と同様でございますので省略させていただきます。

2. 概要、(1)一般住宅の羽根東公舎及び羽根西公舎を削除します。別表第1、別表第2関係

でございます。

(2) この条例は、公布の日から施行します。附則関係でございます。

続きまして、議第113号 下呂市市営住宅条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきますので、議案書の153ページをお開きください。

議第113号 下呂市市営住宅条例の一部を改正する条例について。

下呂市市営住宅条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。令和2年9月3日提出。

提案理由でございます。老朽化した市営住宅を用途廃止するため、当該条例の一部を改正するものでございます。

条例要綱のほうで説明をさせていただきますので、155ページをお願いいたします。

1. 改正理由、提案理由と同様でございますので省略させていただきます。

2. 概要でございます。(1)市営住宅の大島団地2戸を削除します。別表関係でございます。

(2) この条例は、公布の日から施行します。附則関係でございます。

以上で2議案の御説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（中島達也君）

続いて、議第114号について提案理由の説明を求めます。

小坂振興事務所長。

○小坂振興事務所長（倉田 誠君）

それでは、議案書の157ページをお開きください。

議第114号 下呂市濁河温泉施設に関する条例の一部を改正する条例について。

下呂市濁河温泉施設に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。令和2年9月3日提出。

提案理由です。下呂市濁河温泉施設を使用する旅館等が新型コロナウイルス感染拡大による悪影響により業績が悪化し、その経営が極めて厳しいものとなったため、当該旅館等の経営維持支援を目的として当該条例の一部を改正するものです。

条例要綱に基づき説明いたしますので、160ページをお開きください。

下呂市濁河温泉施設に関する条例の一部を改正する条例要綱。

1. 改正理由、提案理由と同一ですので省略させていただきます。

2. 概要、(1)温泉使用料の年間給湯の納付期限を前納方法から期間ごとの期間末に変更し、季節給湯の納付期限は、請書の提出日といたします。第12条関係です。

(2)温泉使用料等の減免及び徴収猶予に関する基準を定めます。第14条関係です。

(3)督促手数料について定めます。第15条関係です。

(4) この条例は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用します。また、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う温泉使用料等減免申請の特例として、令和3年3月31日までの期間においては、納期限7日前までの申請期日の規定にかかわらず遡及して減免します。附則関係です。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（中島達也君）

これより本10件に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

10番 伊藤厳悟君。

○10番（伊藤厳悟君）

議第109号について、私の思いと考えをいたしたいと思います。

市長の減免ということですが、10%、3か月と言われております。私はどう考えても減給する必要はないんじゃないかという思いで、しかしながら、ここに書いてある内容を見ますと、公金の着服事件を受け、市長としての姿勢を示すため給与の減額をするものと書かれております。これは、恐らく市民の皆さんは、なぜ減額をしならんのかという思いの方が私は多いんじゃないかと。と申しますのは、4月に市長に就任をし、コロナと闘って、これは皆一緒ですが、そして災害と闘って、そして不祥事の合掌村の事件があつて、市長は一生懸命その解明に努力をされており、解決に取り組んでおられると、私はそう見ております。

そうした中で、我々議会に採決を求められるわけですが、これを我々が認める以前に、私は市長にさらなる頑張ってもらって、市民に対してもっと明らかにこの問題に対して説明をしていただくという姿勢がより大切でないかと、そういう思いで今意見を述べておりますが、どうか我々は、それは私の目で、こういうことを提示されておりますけれども、今求められておるものは、市長の給与の減額でなしに、市民にいかに明らかにし、その経緯を表明し、市民の皆さんが理解をしてくれる結果を出すことだと、私はそう考えておりますので、その辺について皆さんはしっかりと考えていただきたいということを申し上げ、市長に対する、我々は、よりこの問題に対する努力をお願いしたい、こういう思いで意見を述べさせていただきました。以上です。

○議長（中島達也君）

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

議第105号から議第114号までの10議案について、お手元に配付してあります付託表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

◎議第115号から議第125号までについて（議案説明・質疑・委員会付託）

○議長（中島達也君）

日程第34、議第115号 令和2年度下呂市一般会計補正予算（第14号）、日程第35、議第116号 令和2年度下呂市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）、日程第36、

議第117号 令和2年度下呂市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、日程第37、議第118号 令和2年度下呂市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第2号）、日程第38、議第119号 令和2年度下呂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第2号）、日程第39、議第120号 令和2年度下呂市国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）補正予算（第2号）、日程第40、議第121号 令和2年度下呂市下呂財産区特別会計補正予算（第1号）、日程第41、議第122号 令和2年度下呂市学校給食費特別会計補正予算（第3号）、日程第42、議第123号 令和2年度下呂市水道事業会計補正予算（第3号）、日程第43、議第124号 令和2年度下呂市下水道事業会計補正予算（第2号）、日程第44、議第125号 令和2年度下呂市立金山病院事業会計補正予算（第2号）、以上11件を一括議題といたします。

初めに、議第115号から議第125号までの11議案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（山内 登君）

ただいま一括上程されました議第115号から議第125号までの補正予算につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正予算では、新型コロナウイルス感染症対策に関する整理、調整と今後の対応予算、今後の行財政運営を見据えた財政調整基金取崩し額の整理、第2四半期を終えようとする中、補正の必要が生じた事務事業について予算計上しております。

新型コロナウイルス感染症に対し、約半年間にわたり対策を講じてまいりましたが、今までに実施してきた対策事業への地方創生臨時交付金の活用との整理と併せ、新型コロナウイルスの影響により中止や見直しをした事務事業についてもしっかりと減額整理し、さらには今後の第3波、コロナとともにある新たな生活様式の確立を見据えて、第3次総合対策の実施に向けた必要性の高い事務事業を予算化させていただきたいと考えております。

新たな感染症の発生防止として、感染予防対策に向けた備蓄資材の確保、小・中学校再開による消毒液の購入、市立金山病院の感染予防資機材の導入、市民生活・社会経済活動の回復支援として、基幹産業である観光業への回復支援、商店街のにぎわい回復や事業継続に向けた支援、障がい児通所の確保とこれを担う事業所の事業継続支援、地域経済を下支えするための住宅関連産業に直結する木材供給に関する支援、コロナとともにある新しい日常に向けてとして、がん検診日程を新たに設けることによる密集の回避、オンライン求人等の新たな企業取組への支援、テークアウトなどの新たな生活様式の確立に取り組む事業者への支援、観光誘客イベントの分散開催による密集の回避と誘客の促進、これらに係る予算を計上してございます。

災害対応を含め、現在までに財源不足を補ってきた財政調整基金については、普通交付税の交付額決定による増額や、コロナ対策を最優先したことにより見直しや中止された事務事業の減額、既に実施してきた事務事業を含め、地方創生臨時交付金を財源充当することなどにより繰入額を抑制するための予算を計上しております。

また、このほかに第2四半期を終えようとする中、補正の必要が生じた事務事業として、金山

地域小学校の統合に向けた屋内運動場改修と放課後児童クラブスペースの確保に係る追加設計費、職員意識改革と能力アップのための職員昇格試験の導入経費、まるかりの里の譲渡に向けた施設修繕費、金山地域における有害鳥獣中間処理施設の整備、森林環境譲与税の活用による間伐材の安定供給に向けた支援と切捨て間伐の抑制、森林経営管理促進のための台帳の整備、経年劣化による水道施設の維持管理・修繕、7月豪雨災害により浸水被害を受けた羽根水处理センターの復旧、これらの予算を計上してございます。

また、全会計に共通する補正として、令和元年度決算による繰越金の確定や、これに係る精算金の確定、会計間の繰入れ、繰り出しの調整などが主な内容でございます。

詳細につきましては各担当部長が説明をさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（中島達也君）

次に、議第115号から議第117号までの3議案について詳細説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（河尻健吾君）

それでは、議第115号 令和2年度下呂市一般会計補正予算（第14号）の詳細説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをお開きください。

令和2年度下呂市の一般会計補正予算（第14号）は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億9,298万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出とも294億587万5,000円とするものでございます。款項の区分、金額等は、第1表 歳入歳出予算補正によるものでございます。

第2条は地方債の補正で、地方債の変更は、第2表 地方債補正によるものでございます。令和2年9月3日提出。

2ページをお開きください。

第1表 歳入歳出予算補正の歳入でございます。

11款地方特例交付金721万3,000円の増額は、自動車税、軽自動車税の環境性能割による税収の補填分として交付額が確定したことによるものでございます。

12款地方交付税5億9,101万7,000円の増額は、地域社会再生、幼児保育の無償化、森林環境譲与税に関連する森林整備、会計年度任用職員制度などが算定され、交付額が確定したことによるものでございます。

16款国庫支出金3億961万3,000円の増額は、今までに新型コロナウイルス感染症対策として実施してきた医療と今回分の事業に地方創生臨時交付金を財源として活用することによる2億8,806万6,000円の増額と、社会保障・税番号制度システム整備補助金の確定による756万8,000円の増額が主なものでございます。

19款寄附金401万4,000円の増額は、コロナ対策として募集したクラウドファンディングによる

ふるさと寄附金365万9,000円が主なものでございます。

20款繰入金 9 億1,323万2,000円の減額は、令和元年度決算に伴い、特別会計への繰出金の精算による戻入れが介護保険事業特別会計をはじめ4会計で2,982万8,000円の増額となったものの、普通交付税の増額や地方創生臨時交付金の財源充当などにより、財政調整基金からの繰入金を9億2,000万円減額することができたことによるものでございます。

3 ページをお願いします。

21款繰越金 2 億2,229万4,000円の増額は、令和元年度決算に伴う繰越金の確定によるものでございます。

22款諸収入693万円の減額は、過年度精算による返還金として下呂交流会館指定管理料の654万円、後期高齢者医療給付費負担金の4,311万7,000円などが増額する一方、プレミアム食事券の販売数量の見直しによる売上収入分を6,073万5,000円減額することが主な内容でございます。

23款市債2,389万3,000円の減額は、臨時財政対策債発行可能額決定によるものでございます。

4 ページをお願いします。

歳出でございます。

2 款総務費は、1 億3,153万5,000円の増額でございます。コロナ対策を最優先としたため、公用車更新計画の見直し及び庁内情報グループウェア入替えの凍結など、事務事業の見直しやイベント中止による5,442万3,000円を減額する一方、職員意識改革と能力アップに向けた職員昇格試験導入経費として168万6,000円、令和元年度決算に伴う繰越金の財政調整基金への法定積立金として1 億1,120万円、ふるさと基金推進目標の情報修正による推進経費として7,320万1,000円を増額することによるものでございます。

3 款民生費は、1,222万7,000円の増額でございます。萩原南子育て広場改修事業の見直しにより1,436万円減額となりましたが、福祉医療費助成事業の過年度精算による国・県への返還金が2,016万5,000円、生活保護費の過年度精算による国への返還金が756万2,000円、それぞれ増額、さらにコロナ禍における障がい児通所の確保とそれを担う事業者への支援を143万3,000円増額することによるものでございます。

4 款衛生費は13万2,000円と少額の増額ですが、看護師等修学資金の貸与者が確定したため、756万円を減額する一方、コロナ感染症の予防対策備蓄資材の購入として411万6,000円、密集を回避するため、がん検診を特定健診と別日程で実施することによる帯同医師の経費224万6,000円を増額することが主な内容でございます。

6 款農林水産業費は、1,387万2,000円の増額でございます。農業費では、コロナの影響により中止となった全国農業担い手サミット参加経費196万8,000円の減額、下呂市南部地域の有害鳥獣中間処理施設整備費384万2,000円の増額、林業費では、県の治山工事の実施に合わせた流路工整備費770万円の増額、森林経営管理を促進するための台帳整備費313万5,000円の増額、コロナ対策経費150万円を含む間伐材の安定供給と切捨て間伐の抑制に係る支援555万円の増額、台帳整備や間伐材安定供給に要する一般財源分に森林環境譲与税を充当するため、基金積立金を708万

7,000円減額することなどが主な内容でございます。

7款商工費は、256万4,000円の増額でございます。1項商工費では7,543万5,000円の減額で、コロナ対策として商店街の新たな生活様式の確立や、にぎわい回復、事業継続に向けた支援に1,066万7,000円の増額、オンライン求人等の新たな企業取組への支援に400万円の増額をしましたが、プレミアム食事券の販売数量の見直しにより9,110万2,000円を減額したことが主な内容でございます。2項観光費は7,799万9,000円の増額で、コロナの影響により中止となった下呂温泉まつりの経費で1,793万5,000円を減額する一方、今後のコロナ対策と両立した観光客の誘致促進として4,363万4,000円、花火物語の分散開催による密集の回避と誘客に向けた開催費拡充分として1,230万円を増額することが主な内容でございます。

5ページをお願いいたします。

9款消防費は927万円の減額で、コロナの影響により中止となった操法大会等の経費で1,252万7,000円の減額が主な内容でございます。

10款教育費は、479万1,000円の増額でございます。コロナの影響により中止とした中学生姉妹都市交流事業、青少年育成活動、生涯学習活動、体育団体活動の中止などにより1,368万4,000円の減額となる一方、コロナ対策としてGIGAスクール構想に基づくネットワーク工事の増額1,360万3,000円、また金山地域の小学校の統合に向け、屋内運動場の改修や放課後児童クラブスペースの確保が必要であるため、これに係る実施設計費470万9,000円の増額が主な内容でございます。

11款災害復旧費は130万5,000円の増額で、7月豪雨により被災した林業施設の本復旧に向け技術職員の不足を補うため、任期付短時間職員を雇用するための給料等でございます。

14款予備費につきましては、今後の台風やコロナ対策などの不測の事態に備え、3,589万9,000円を増額するものでございます。

6ページをお願いします。

第2表 地方債補正でございます。

臨時財政対策債の発行限度額が4億7,321万9,000円に確定したことにより、限度額を減額させていただくものでございます。

7ページからは、今ほど申し上げました歳入歳出予算の事項別明細書でございます。

少し飛びますが、45ページをお開きください。

こちらは特別職の給与費明細書でございます。

下段の比較欄を御覧ください。

その他の特別職の報酬で20万円の減額は、市政選挙の執行額確定による選挙管理委員等の報酬及び新型コロナウイルス感染症の影響により中止となった青少年育成市民会議の報酬の減額分でございます。

続いて、46ページは、一般職の給与費明細書でございます。

上の表、総括の比較欄を御覧ください。

一般会計での職員給料、手当は、合わせて12万8,000円の減額でございます。職員手当の内訳につきましては、下表のとおりでございます。

48ページをお願いします。

地方債の調書でございます。

表の右下が令和2年度末の残高見込額で219億6,305万2,000円となる見込みでございます。

以上で、令和2年度下呂市一般会計補正予算（第14号）の説明を終わります。

引き続き、49ページをお願いします。

議第116号 令和2年度下呂市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）。

令和2年度下呂市の国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額にそれぞれ2億4,304万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出とも38億829万6,000円とするものでございます。款項の区分、金額等は、第1表 歳入歳出予算補正によります。令和2年9月3日提出。

50ページをお願いします。

第1表 歳入歳出予算補正でございます。

まず、上段は歳入の補正でございます。

1款国民健康保険税2,824万8,000円の増額は、当初予算計上時に被保険者数の減少を多く見積もっていたためでございます。

10款繰越金2億1,479万4,000円の増額は、令和元年度繰越金確定によるものでございます。

下段は歳出の補正でございます。

5款基金積立金、前年度繰越金2億9,268万5,000円のうち、収支調整後の2億5,729万7,000円を基金に積み立てるものでございます。

7款諸支出金1,425万5,000円の減額は、保険給付費等交付金の確定によるものでございます。

51ページからは歳入歳出予算補正の事項別明細書となります。

以上で、令和2年度下呂市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）の説明を終わります。

引き続き、55ページをお開きください。

議第117号 令和2年度下呂市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）。

令和2年度下呂市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,141万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出とも5億5,887万8,000円とするものでございます。款項の区分、金額等は、第1表 歳入歳出予算補正によります。令和2年9月3日提出。

56ページをお願いします。

第1表 歳入歳出予算補正でございます。

上段は歳入の補正でございます。

5 款繰越金1,022万5,000円の増額は、令和元年度の繰越金確定によるものでございます。

下段は歳出の補正でございます。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金885万5,000円の増額は、令和元年度の普通徴収分の保険料を広域連合に支払うものでございます。

5 款諸支出金256万3,000円の増額は、一般会計から繰り入れた保健事業等の負担金の精算分を一般会計へ返還するものでございます。

57ページからは歳入歳出補正予算の事項別明細書となります。

以上で、3 補正予算の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（中島達也君）

続いて、議第118号から議第120号までの3 議案について詳細説明を求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（今瀬成行君）

補正予算書61ページをお開きください。

議第118号 令和2年度下呂市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

令和2年度下呂市の介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額にそれぞれ869万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出とも2億3,003万1,000円とするものでございます。款項の区分、金額等は、第1表によるものでございます。令和2年9月3日提出。

それでは、62ページをお開きください。

第1表 歳入歳出予算補正の歳入でございます。

主な内容につきまして、7 款繰越金は、令和元年度決算確定により844万円の増額となっております。

下段の歳出については、6 款諸支出金、1 項繰出金844万円の増額については、令和元年度決算確定による一般会計繰入金を返還するものでございます。

63ページからは事項別明細書、66ページからは給与費明細書でございます。

引き続きまして、69ページをお開きください。

議第119号 令和2年度下呂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第2号）でございます。

令和2年度下呂市の介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億3,808万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出とも36億4,948万9,000円とするものでございます。款項の区分、金額等は、第1表によるものでございます。令和2年9月3日提出。

次に、70ページをお開きください。

第1表 歳入歳出予算補正の歳入でございます。

主な内容につきまして、5款支払基金交付金は、令和元年度実績等の精算により885万円の増額。

10款繰入金、2項基金繰入金は、財源調整及び事業費の増に伴う基金の繰入れで2,564万5,000円の増額。

11款繰越金は、令和元年度決算確定により1億99万9,000円の増額。

13款諸収入、4項雑入は、交通事故による第三者行為の賠償額納付金で340万4,000円の増額となっています。

71ページをお願いいたします。

歳出につきましては、2款保険給付費、2項介護予防サービス等諸費316万2,000円の増額は、介護予防サービスの利用実績の増加及び住宅改修申請の増加に伴う増額でございます。

5款地域支援事業費、4項一般介護予防事業費287万3,000円の減額は、新型コロナウイルス感染症の影響により開催されなかった介護予防サロンの事業委託の減額によるものでございます。

7款基金積立金7,053万6,000円の増額は、繰越額から国・県償還金などを除いた分を基金に積み立てるものでございます。

9款諸支出金、1項償還金及び還付加算金5,296万7,000円は、令和元年度介護給付費負担金の精算による国県支出金の返還金、3項繰出金1,362万7,000円は、令和元年度決算確定による一般会計繰入金の返還でございます。

72ページからは事項別明細書、80ページからは給与費明細書でございます。

引き続きまして、83ページをお開きください。

議第120号 令和2年度下呂市国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）補正予算（第2号）でございます。

令和2年度下呂市の国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額にそれぞれ761万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出とも2億7,860万5,000円とするものでございます。款項の区分、金額等は、第1表によるものでございます。令和2年9月3日提出。

それでは、84ページをお開きください。

第1表 歳入歳出予算補正の歳入でございます。

主な内容につきまして、8款繰越金は、令和元年度決算確定により519万8,000円の増額。

9款諸収入、2項雑入は、新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金185万円の増額となっています。

続きまして、同ページ下表、歳出でございます。

1款総務費、1項総務費241万3,000円の増額は、新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金

の交付等によるものでございます。

6 款諸支出金、1 項繰出金519万8,000円の増額は、一般会計繰入金のうち、前年度繰越金相当分を返還するものでございます。

85ページからは事項別明細書でございます。

以上で3 特別会計の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（中島達也君）

続いて、議第121号について詳細説明を求めます。

下呂振興事務所長。

○下呂振興事務所長（小畑一郎君）

それでは、補正予算書の89ページをお開きください。

議第121号 令和2年度下呂市下呂財産区特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

令和2年度下呂市の下呂財産区特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額にそれぞれ103万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出とも353万6,000円とするものでございます。款項の区分、金額は、第1表によるものであります。令和2年9月3日提出。

90ページをお願いします。

第1表 歳入歳出予算補正の歳入でございます。

第3款繰越金は、前年度繰越金の額の確定により108万1,000円の増額。

続いて、下段の歳出でございます。

第1款総務費103万円の増額は、管理運営基金積立金の補正でございます。

91ページからは今ほど申し述べました歳入歳出予算の事項別明細書となっております。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（中島達也君）

続いて、議第122号について詳細説明を求めます。

教育部長。

○教育部長（吉田 修君）

それでは、補正予算書の95ページをお願いいたします。

議第122号 令和2年度下呂市学校給食費特別会計補正予算（第3号）について説明をさせていただきます。

令和2年度下呂市の学校給食費特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条は歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額にそれぞれ50万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億5,332万6,000円とするものでございます。款項の区分、金額等は、第1表によります。令和2年9月3日提出。

96ページを御覧ください。

第1表 歳入歳出予算補正でございます。

まず、歳入の2款繰越金30万2,000円につきましては前年度繰越金で、こちらにつきましては、歳出の2款予備費で増額を予算計上しております。

また、歳入、3款諸収入、1項雑入20万7,000円の増額につきましては、給食費負担収入のうち、前年度未収分の補正でございます。この額につきましては、歳出の1款学校給食費で賄材料費を増額しております。

97ページからは事項別明細書でございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（中島達也君）

続いて、議第123号及び議第124号について詳細説明を求めます。

生活部長。

○生活部長（藤澤友治君）

それでは、令和2年度下呂市水道事業会計補正予算（第3号）について説明をさせていただきますので、補正予算書の101ページをお願いいたします。

議第123号 令和2年度下呂市水道事業会計補正予算（第3号）。

第1条、令和2年度下呂市水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第2条、令和2年度下呂市水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

収益的支出でございます。

第1款水道事業費用は、275万円を増額し、12億3,562万5,000円とするものでございます。

第3条は、予算第4条本文括弧書き中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億9,103万8,000円は、当年度及び過年度の損益勘定留保資金2億7,379万2,000円及び消費税資本的収支調整額1,724万6,000円で補填するものとする。」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億8,214万円は、当年度及び過年度の損益勘定留保資金2億6,482万5,000円及び消費税資本的収支調整額1,731万5,000円で補填するものとする。」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

資本的収入でございます。

第1款資本的収入は、966万8,000円を増額し、2億6,366万9,000円とするものでございます。

次に、補正予算書の102ページをお願いいたします。

資本的支出でございます。

第1款資本的支出は、77万円を増額し、5億4,580万9,000円とするものでございます。令和2年9月3日提出。

続きまして、補正予算書の103ページをお願いいたします。

令和2年度下呂市水道事業会計補正予算実施計画で説明をさせていただきます。

収益的支出でございます。

1 款水道事業費用、1 項営業費用275万円の増額は、包括委託業務において対応する修繕費用が不足するため増額するものでございます。

続きまして、104ページをお願いいたします。

上段は資本的収入でございます。

1 款資本的収入、2 項負担金966万8,000円の増額は、下呂農林事務所補償工事4件分を増額するものでございます。

下段は資本的支出でございます。

1 款資本的支出、1 項建設改良費77万円の増額は、主に事業見直しによる工事請負費の増減及び事業見直しによる委託料の減によるものでございます。

105ページ以降は、キャッシュ・フロー計算書、予定貸借対照表、実施計画明細書でございます。

以上で、議第123号 令和2年度下呂市水道事業会計補正予算（第3号）の説明を終わります。

続きまして、令和2年度下呂市下水道事業会計補正予算（第2号）について説明をさせていただきます。

補正予算書の113ページをお願いいたします。

議第124号 令和2年度下呂市下水道事業会計補正予算（第2号）。

第1条、令和2年度下呂市下水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条、令和2年度下呂市下水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収益的収入でございます。

第1款下水道事業収益は、250万円を増額し、22億6,223万3,000円とするものでございます。

次は収益的支出でございます。

第1款下水道事業費用は、570万3,000円を増額し、22億6,112万1,000円とするものでございます。

第3条は、予算第4条本文括弧書き中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額8億111万7,000円は、当年度及び過年度の損益勘定留保資金7億9,591万9,000円及び消費税資本的収支調整額519万8,000円で補填するものとする。」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額7億9,888万5,000円は、当年度及び過年度の損益勘定留保資金7億9,323万3,000円及び消費税資本的収支調整額565万2,000円で補填するものとする。」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

続きまして、補正予算書の114ページをお願いいたします。

資本的収入でございます。

第1款資本的収入は、723万2,000円を増額し、4億1,543万3,000円とするものでございます。

次は資本的支出でございます。

第1款資本的支出は、500万円を増額し、12億1,431万8,000円とするものでございます。令和

2年9月3日提出でございます。

続きまして、補正予算書の115ページをお願いいたします。

令和2年度下呂市下水道事業会計補正予算実施計画で説明をさせていただきます。

上段は収益的収入でございます。

1款下水道事業収益、2項営業外収益250万円の増額は、7月豪雨災害におきまして萩原町の羽根水处理センターの西側の用水路の排水が越流し、揚水場が水没したことによる機械等修繕の災害復旧費補助金でございます。

下段は収益的支出でございます。

1款下水道事業費用、1項営業費用514万2,000円の増額は、7月豪雨災害におきまして被災した羽根水处理センターの機器等の災害復旧の修繕委託料の補正及び下水道につなぎ込む受益者負担金・分担金の増に伴う前納報奨金の増額でございます。

同じく1款下水道事業費用、2項営業外費用は、下水道受益者負担金の還付金を補正するものでございます。

続きまして、補正予算書の116ページをお願いいたします。

上段は資本的収入でございます。

1款資本的収入、2項負担金179万円の増額は、公共下水道加入の増による受益者負担金増額の補正でございます。

同じく資本的収入、3項分担金294万2,000円の増額は、特定環境保全公共下水道加入及び農業集落排水への加入の増による受益者負担金増額の補正でございます。

同じく1款資本的収入、4項国庫補助金250万円の増額は、7月豪雨災害におきまして被災した羽根水处理センターの機械設備交換等による災害復旧補助金でございます。

下段は資本的支出でございます。

1款資本的支出、1項建設改良費500万円の増額は、7月豪雨災害におきまして被災した羽根水处理センターの機械設備交換工事の委託費用でございます。

117ページ以降は、キャッシュ・フロー計算書、予定貸借対照表、補正予算実施計画明細書でございます。

以上で、議第124号 令和2年度下呂市下水道事業会計補正予算（第2号）の説明を終わります。

2企業会計の補正予算、御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（中島達也君）

続いて、議第125号について詳細説明を求めます。

金山病院事務局長。

○金山病院事務局長（加藤和男君）

それでは、補正予算書125ページをお願いいたします。

議第125号 令和2年度下呂市立金山病院事業会計補正予算（第2号）について御説明いたし

ます。

第1条、令和2年度下呂市立金山病院事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条は、令和2年度下呂市立金山病院事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を補正するものでございます。なお、病院事業運営資金に充てるため、企業債1億2,000万円を借り入れることとしております。

収入では、第1款病院事業収益のうち、第1項医業収益を2億903万6,000円減額して9億8,897万6,000円に、第2項医業外収益を1,970万3,000円増額して3億2,467万2,000円、第3項特別利益を925万円増額し、2,544万7,000円といたします。

支出では、第1款病院事業費用のうち、第1項医業費用を1,007万4,000円増額して15億958万7,000円とし、第3項特別損失に925万円を計上いたします。

第3条は、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を補正するものでございます。

収入では、第1款資本的収入のうち、第2項国県支出金を809万4,000円増額し、5,889万4,000円といたします。

126ページをお願いいたします。

支出では、第1款資本的支出のうち、第1項建設改良費を809万4,000円増額し、1億1,859万4,000円といたします。

第4条は、予算第5条に定めた起債の目的に病院事業運営資金を加え、限度額を1億7,080万円に改めるものでございます。

第5条は、予算第7条に定めた経費の金額を改めるものでございます。

(1)職員給与費を973万3,000円増額し、8億4,571万6,000円といたします。令和2年9月3日提出。

それでは、127ページをお願いいたします。

令和2年度下呂市立金山病院事業会計補正予算実施計画でございます。

収益的収入及び支出の収入につきましては、1項医業収益で2億903万6,000円を減額いたします。内訳は、1目入院収益を1億2,994万円減額し、2目外来収益を7,909万6,000円減額するもので、新型コロナウイルス感染症の影響による現在の状況を踏まえまして収益の減額を見込むものでございます。

次に、2項医業外収益、3目補助金を1,970万3,000円増額いたします。増額となる補助金は、令和2年度岐阜県新型コロナウイルス感染症院内感染防止対策事業費補助金で、院内感染防止対策の設備整備や診療体制確保に活用いたします。

次に、3項特別利益、3目その他特別利益を925万円増額いたします。増額となるその他特別利益は、国の新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業として医療機関等で働く従事者に給付される慰労金で、医療機関が取りまとめて代理申請して受領する臨時的な収入であるため、特別利益として計上しております。

下段の支出につきましては、1 項医業費用、1,007万4,000円増額するものでございます。内訳は、1 目給与費が1,004万1,000円の増額で、職員の新規採用と医師の期末・勤勉手当の見直し、会計年度任用職員の給料、手当などの積算誤りにより不足が生じたことが主な理由でございます。

3 目経費の3 万3,000円の増額は、会計年度任用職員の異動に伴うものでございます。

次に、3 項特別損失、6 目その他特別損失925万円の増額は、新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業として、今回の補正予算で特別利益に計上しております慰労金を本来の申請者であります病院従事者に支払うものでございます。

128ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出の収入につきましては、2 項国県支出金、1 目国県補助金で809万4,000円増額するものです。増額となる補助金は、令和2年度岐阜県新型コロナウイルス感染症院内感染防止対策事業費補助金でございます。

下段の支出につきましては、1 項建設改良費809万4,000円の増額で、令和2年度岐阜県新型コロナウイルス感染症院内感染防止対策事業費補助金を活用して実施するものでございます。

内訳は、1 目有形固定資産購入費739万4,000円の増額で、粒子捕集効率の高いH E P Aフィルター付きの空気清浄機やパーティション、簡易診察室用テントなどを購入する経費を予定するものでございます。

3 目施設整備費70万円の増額は、受付窓口のシールド設置工事、感染症病床のH E P Aフィルター設置工事を予定するものです。

129ページ以降は、予定キャッシュ・フロー計算書、給与費明細書、予定貸借対照表、注記等でございます。

以上、御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（中島達也君）

これより本11件に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

お諮りします。議第115号から議第125号までの11議案について、お手元に配付してあります付託表のとおり、予算特別委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議第115号から議第125号までの11議案については、予算特別委員会に付託することに決定いたしました。

休憩いたします。再開は3時25分とします。

午後3時10分 休憩

午後3時25分 再開

○議長（中島達也君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

◎認第1号から認第12号までについて（議案説明・質疑・委員会付託）

○議長（中島達也君）

日程第45、認第1号 令和元年度下呂市一般会計決算の認定について、日程第46、認第2号 令和元年度下呂市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）決算の認定について、日程第47、認第3号 令和元年度下呂市後期高齢者医療特別会計決算の認定について、日程第48、認第4号 令和元年度下呂市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）決算の認定について、日程第49、認第5号 令和元年度下呂市介護保険特別会計（保険事業勘定）決算の認定について、日程第50、認第6号 令和元年度下呂市下水道事業特別会計決算の認定について、日程第51、認第7号 令和元年度下呂市国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）決算の認定について、日程第52、認第8号 令和元年度下呂市下呂財産区特別会計決算の認定について、日程第53、認第9号 令和元年度下呂市学校給食費特別会計決算の認定について、日程第54、認第10号 令和元年度下呂市水道事業会計決算の認定について、日程第55、認第11号 令和元年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計決算の認定について、日程第56、認第12号 令和元年度下呂市立金山病院事業会計決算の認定について、以上12件を一括議題といたします。

認第1号から認第12号までの12議案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（山内 登君）

ただいま一括上程されました認第1号から認第12号までの令和元年度各会計の決算認定は、一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算及び公営企業会計の決算につきまして、地方自治法第233条第2項及び地方公営企業法第30条第2項の規定により監査委員の審査に付しました。令和2年8月24日に決算審査等意見書を御提出いただきましたので、地方自治法第233条第3項及び地方公営企業法第30条第4項の規定により議会の認定に付するものでございます。

なお、今回の審査意見書では、一部の財務事務において不適切な事案の御指摘をいただきました。

また、下呂温泉合掌村事業会計におきましては、公金の着服事件が発覚し、当該年度の決算額についてのみの審査となった旨の御報告をいただいております。

いずれにいたしましても、下呂温泉合掌村事業会計の決算につきましては、令和2年度の決算で対応していくよう、現在、確認作業を行っているところでございます。

さて、今議会に付議されます一般会計と各特別会計及び各企業会計の決算認定は、合わせて12案件となっております。

一般会計の令和元年度決算額は、歳出総額で233億1,520万6,526円、前年度と比較して5億9,212万7,513円、2.5%の減となりました。前年度と比較して防災安全交付金、橋梁事業は増と

なりましたが、環境衛生施設、これはクリーンセンターでございますが、この整備事業、また庁舎・振興事務所整備事業が大幅な減となり、全体として減となりました。

繰越財源を除いた実質収支額は6億2,229万4,405円、実質収支額から前年度の実質収支額を差し引いた単年度収支は4,765万8,867円の黒字となりましたが、財政調整基金の取崩し額を加味した実質単年度収支はマイナス6億1,280万9,078円と前年度に引き続き赤字決算となりました。

特別会計におきましては、いずれの会計も赤字はなく、収支の均衡を維持していると言えます。

一般会計、各特別会計及び各企業会計の決算概要につきましては、総務部長から説明申し上げますので、よろしく御審議の上、認定していただきますようお願いを申し上げます。以上です。

○議長（中島達也君）

次に、認第1号から認第12号までの12議案について詳細説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（河尻健吾君）

それでは、認第1号 令和元年度下呂市一般会計決算の認定について御説明申し上げます。

決算書の10ページ、11ページをお願いいたします。

最下段に歳入合計がございます。歳入の予算現額は245億7,918万1,000円、調定額は247億7,135万6,300円、収入済額が240億4,788万9,952円、不納欠損額が3,180万4,769円で、収入未済額は6億9,166万1,579円でございます。

続いて、14、15ページをお願いします。

最下段に歳出合計がございます。予算現額は、歳入と同じ245億7,918万1,000円、支出済額は233億1,520万6,526円、翌年度繰越額が6億7,752万2,000円で、不用額は5億8,645万2,474円でございます。

16ページから265ページまでの事項別明細書につきましては、ここでの説明を省略させていただきます。

以下、特別会計におきましても同様に省略させていただきますので、よろしくをお願いします。

418ページをお願いします。

令和元年度の実質収支に関する調書でございます。

歳入及び歳出の総額は、今ほど申し上げましたとおりでございます。歳入歳出差引額は7億3,268万3,426円、うち翌年度へ繰り越すべき財源が1億1,038万9,021円で、実質収支額は6億2,229万4,405円でございます。

続きまして、427ページ、428ページをお願いします。

ここからは財産に関する調書でございます。

1. 公有財産、(1)土地及び建物のア、総括で、土地につきましては、決算年度中増減高は9万9,010平方メートルの増で、決算年度末現在高は6,384万1,062平方メートルでございます。

建物につきましては、延べ面積合計の決算年度中増減高、428ページの右側になりますけれども、1万242平方メートルの減で、決算年度末現在高は27万3,804平方メートルでございます。

最下段の山林につきましては、決算年度中増減高はなく、決算年度末現在高は6,171万3,379平方メートルでございます。

立木の推定蓄積量につきましては、森林簿からの計算により、決算年度中増減高は1万7,367立方メートルの増で、決算年度末現在高は58万5,254立方メートルでございます。

続いて、429ページをお願いします。

有価証券の決算年度中増減高は1,800万円の減で、決算年度末現在高は3,597万2,500円でございます。

次ページの出資による権利では、決算期間中の増減はございません。

次ページの431ページから435ページまでは物品についての調書でございますが、決算年度中の増減は表のとおりでございます。

続いて、436ページをお願いします。

債権の決算期間中増減高の合計は1,407万円の減で、決算年度末現在高は8,400万円でございます。

続いて、437ページをお願いします。

基金で特定目的基金の決算期間中増減高の計は6億8,026万1,312円の減で、決算年度末現在高は101億6,665万9,688円でございます。

続いて、438ページをお願いします。

育英資金基金ほかの定額運用基金の運用状況でございますが、詳細は決算書の最終ページ、445ページに掲載をしておりますので御覧いただきたいと思います。

続きまして、認第2号 令和元年度下呂市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）決算の認定について御説明申し上げます。

決算書の269、270ページをお願いします。

最下段に歳入合計がございます。歳入の予算現額は40億5,217万4,000円、調定額は41億1,578万7,610円、収入済額が39億7,781万3,417円、うち還付未済額が7,200円でございます。不納欠損額が1,053万2,545円で、収入未済額は1億2,744万1,648円でございます。

続いて、273、274ページをお開きください。

最下段の歳出合計でございます。予算現額は、歳入と同じ40億5,217万4,000円、支出済額は36億8,512万8,351円、翌年度繰越額はなく、不用額は3億6,704万5,649円でございます。

少し飛びますが、419ページをお願いします。

令和元年度の実質収支に関する調書でございます。

歳入及び歳出の総額は、今ほど申し上げたとおりでございます。歳入歳出差引額と実質収支額は、同額で2億9,268万5,066円でございます。

続いて、439ページをお願いします。

財産に関する調書でございます。

2. 基金のうち、上段の国民健康保険基金の決算年度中増減高は959万8,077円の減で、決算年

度末現在高は2億9,485万2,923円でございます。下段の定額運用基金の国民健康保険高額医療費貸付基金でございますが、運用状況につきましては、決算書の最終ページ、445ページに掲載しておりますので御覧いただきたいと思います。

続きまして、認第3号 令和元年度下呂市後期高齢者医療特別会計決算の認定について御説明申し上げます。

決算書の294ページ、295ページをお開きください。

最下段に歳入合計がございます。歳入の予算現額は5億1,778万7,000円、調定額は5億648万4,803円、収入済額が5億525万5,703円、うち還付未済額が16万4,700円でございます。不納欠損額はなく、収入未済額は122万9,100円でございます。

続いて、296、297ページをお開きください。

最下段の歳出合計でございます。予算現額は、歳入と同じ5億1,778万7,000円、支出済額は4億9,503万687円、翌年度繰越額はなく、不用額は2,275万6,313円でございます。

少し飛びますが、420ページをお開きください。

実質収支に関する調書でございます。

歳入及び歳出の総額は、今ほど申し上げたとおりでございます。歳入歳出差引額と実質収支額は、同額で1,022万5,016円でございます。

続きまして、認第4号 令和元年度下呂市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）決算の認定について御説明申し上げます。

307ページ、308ページをお願いします。

最下段の歳入合計でございます。歳入の予算現額は2億3,746万2,000円、調定額、収入済額は、ともに2億4,454万8,676円、不納欠損額、収入未済額は、ともにございません。

続いて、309、310ページをお願いします。

最下段の歳出合計でございます。予算現額は、歳入と同じ2億3,746万2,000円、支出済額は2億3,610万7,869円、翌年度繰越額はなく、不用額は135万4,131円でございます。

少し飛びますが、421ページをお開きください。

実質収支に関する調書でございます。

歳入及び歳出の総額は、今ほど申し上げたとおりでございます。歳入歳出差引額と実質収支額は、同額で844万807円でございます。

続いて、440ページをお開きください。

財産に関する調書でございます。

1. 公有財産及び2. 物品とも決算年度中の増減はございません。

続きまして、認第5号 令和元年度下呂市介護保険特別会計（保険事業勘定）決算の認定について御説明申し上げます。

324ページ、325ページをお願いします。

最下段に歳入合計がございます。歳入の予算現額は37億8,282万3,000円、調定額は36億7,691

万761円、収入済額が36億6,731万3,911円、うち還付未済額が10万4,150円ございます。不納欠損額が304万2,610円、収入未済額が655万4,240円でございます。

続いて、328ページ、329ページをお開きください。

最下段の歳出合計でございます。予算現額は、歳入と同じ37億8,282万3,000円、支出済額は35億4,631万4,717円、翌年度繰越額はなく、不用額は2億3,650万8,283円でございます。

少し飛びますが、422ページをお願いします。

実質収支に関する調書でございます。

歳入及び歳出の総額は、今ほど申し上げたとおりでございます。歳入歳出差引額と実質収支額は、ともに1億2,099万9,194円でございます。

続いて、441ページをお開きください。

財産に関する調書でございます。

物品につきましては、決算年度中の増減はございません。

2. 基金で介護保険基金の決算年度中増減高は3,234万9,741円の増で、決算年度末現在高は5億8,890万6,741円でございます。

続きまして、認第6号 令和元年度下呂市下水道事業特別会計決算の認定について御説明申し上げます。

361、362ページをお願いします。

最下段の歳入合計でございます。歳入の予算現額は22億3,988万3,000円、調定額は22億5,294万4,769円、収入済額が21億8,931万8,221円、不納欠損額が221万5,119円、収入未済額が6,141万1,429円でございます。

続いて、363、364ページをお願いします。

最下段の歳出合計でございます。予算現額は、歳入と同じ22億3,988万3,000円、支出済額は20億9,167万4,047円、翌年度繰越額が351万9,000円で、不用額は1億4,468万9,953円でございます。

少し飛びます。423ページをお開きください。

実質収支に関する調書でございます。

歳入及び歳出の総額は、今ほど申し上げたとおりでございます。歳入歳出差引額は9,764万4,174円、うち翌年度へ繰り越すべき財源が351万9,000円で、実質収支額は9,412万5,174円でございます。

続いて、442ページをお願いします。

財産に関する調書でございます。

1. 公有財産及び2. 物品につきましては、決算年度中の増減はございません。

3. 基金で下水道施設整備基金の決算年度中増減高は97万円の減で、決算年度末現在高はゼロでございます。

続きまして、認第7号 令和元年度下呂市国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）決算の認定について御説明申し上げます。

382ページ、383ページをお開きください。

最下段の歳入合計でございます。歳入の予算現額は2億7,614万3,000円、調定額、収入済額は、ともに2億7,686万485円、不納欠損額、収入未済額はございません。

続いて、384、385ページをお願いします。

最下段の歳出合計でございます。予算現額は、歳入と同じ2億7,614万3,000円、支出済額は2億7,166万1,910円、翌年度繰越額はなく、不用額は448万1,090円でございます。

少し飛びますが、424ページをお願いします。

実質収支に関する調書でございます。

歳入及び歳出の総額は、今ほど申し上げたとおりでございます。歳入歳出差引額と実質収支額は、ともに519万8,575円でございます。

続いて、443ページをお願いします。

財産に関する調書でございます。

公有財産の決算年度中の増減はございません。

2. 物品につきましては、介護保険請求システムの増減がございます。

3. 基金で国民健康保険診療所基金の決算年度中増減高は7万2,148円の増で、決算年度末現在高は5,472万3,148円でございます。

続きまして、認第8号 令和元年度下呂市下呂財産区特別会計決算の認定について御説明申し上げます。

399ページ、400ページをお願いします。

最下段の歳入合計でございます。歳入の予算現額は649万4,000円、調定額、収入済額は、ともに763万1,423円、不納欠損額、収入未済額はございません。

続いて、401ページ、402ページをお開きください。

最下段の歳出合計でございます。予算現額は、歳入と同じ649万4,000円、支出済額は529万7,825円、翌年度繰越額はなく、不用額は119万6,175円でございます。

少し飛びますが、425ページをお開きください。

実質収支に関する調書でございます。

歳入及び歳出の総額は、今ほど申し上げたとおりでございます。歳入歳出差引額と実質収支額は、ともに233万3,598円でございます。

続いて、444ページをお開きください。

財産に関する調書でございます。

1. 公有財産のうち、(1)土地及び建物につきましては、決算年度中の増減はございません。(2)山林の面積は、決算年度中の増減はありませんが、立木の推定蓄積量の決算年度中の増減高は、直営林、分収林合わせて2,423立方メートルの増となり、決算年度末現在高は21万7,586立方メートルでございます。(3)出資による権利及び2. 物品は、決算年度中の増減はございません。

3. 基金で下呂財産区管理運営基金の決算年度中の増減高は349万5,655円の増で、決算年度末

現在高は9,021万7,655円でございます。

続きまして、認第9号 令和元年度下呂市学校給食費特別会計決算の認定について御説明申し上げます。

410ページ、411ページをお願いします。

最下段の歳入合計でございます。歳入の予算現額は1億5,196万4,000円、調定額は1億3,319万326円、収入済額が1億3,297万9,926円、不納欠損額はなく、収入未済額は21万400円でございます。

続いて、412、413ページをお開きください。

最下段の歳出合計でございます。予算現額は、歳入と同じ1億5,196万4,000円、支出済額は1億3,267万6,985円、翌年度繰越額はなく、不用額は1,928万7,015円でございます。

少し飛びますが、426ページをお願いします。

実質収支に関する調書でございます。

歳入及び歳出の総額は、今ほど申し上げたとおりでございます。歳入歳出差引額と実質収支額は、ともに30万2,941円でございます。

続きまして、認第10号 令和元年度下呂市水道事業会計決算の認定について御説明申し上げます。

初めに、公営企業会計決算書の8ページをお願いします。

概要につきまして、かいつまんで御説明を申し上げます。

令和元年度は簡易水道事業が地方公営企業法の適用となり、既存の上水道とともに地方公営企業として再スタートしました。簡易水道事業分の追加により、全体として欠損金を計上することとなりました。

また、人口の減少に伴う給水件数の減少と年度末にかけて新型コロナウイルス感染症による旅館業態分の使用量の減などにより、上水道は給水量が前年比0.2%の減となり、営業収益も0.1%の減となりました。

なお、水道事業の包括的民間委託の導入により、経営の安定化を図っています。上水道の営業費用においては、主に委託料等の増加により、前年比10.3%増加し、さらに全体として簡易水道事業の法適用により工事が増加しており、経常収支は2億8,018万4,000円の損失が発生しました。

それでは、決算書の1ページ、2ページに戻っていただきまして、令和元年度下呂市水道事業決算報告書をお開きください。

全て税込み金額でございますが、区分と右のページの決算額を読み上げさせていただきますので、よろしくお願いします。

(1)収益的収入及び支出の収入の部で、第1款水道事業収益の決算額は9億4,204万3,432円、支出の部で、第2款水道事業費用の決算額は12億2,983万365円でございます。

次に、その下で(2)資本的収入及び支出の収入の部で、第3款資本的収入の決算額は2億2,163万4,200円、支出の部で、第4款資本的支出の決算額は4億5,522万8,842円でございます。

以上が決算報告関係でございます。

次の３ページから７ページまでは損益計算書、貸借対照表でございます。

８ページ以降につきましては、今ほど御説明申し上げました事業報告書を含めた決算附属書類でございますので、説明を省略させていただきます。

続きまして、認第11号 令和元年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計決算の認定について御説明申し上げます。

33ページをお開きください。

令和元年度下呂市下呂温泉合掌村事業報告書につきまして、概要をかいつまんで御説明申し上げます。

年間入場者数の目標を18万5,000人達成と掲げ、イベント開催等を行った結果、第３四半期までは例年を大きく上回るお客様に来場いただきました。

２月上旬からはコロナウイルスの流行により入場者数も激減しましたが、年間目標を上回る19万7,000人の入場者を確保できました。

営業収支につきましては、有料入場者数の増により、営業・営業外を合わせた純利益は4,194万4,872円となりました。

それでは、少し戻りまして、26ページ、27ページをお開きください。

令和元年度下呂市下呂温泉合掌村事業決算報告書でございます。

これも全て税込み金額でございます。区分と右のページの決算額を読み上げさせていただきます。

(1)収益的収入及び支出の収入の部で、第１款事業収入の決算額は２億8,237万2,657円。

支出の部で、第１款事業費用の決算額は２億4,042万7,785円でございます。

次に、その下で(2)資本的収入及び支出は、収入の部及び支出の部、ともに決算額はございません。

以上が決算報告書でございます。

次の28ページから32ページまでは損益計算書、貸借対照表でございます。

33ページ以降につきましては、先ほど御説明をさせていただきました事業報告書を含めた決算附属書類でございますので、説明を省略させていただきます。

続きまして、認第12号 令和元年度下呂市立金山病院事業会計決算の認定について御説明をいたします。

決算書の52ページをお開きください。

令和元年度下呂市立金山病院事業報告書の概要につきまして、かいつまんで説明を申し上げます。

収入の面では、他病院等との連携の充実を図りながら病床利用率の向上を目指すとともに、病床機能の見直しを行いました。しかし、昨年８月に内科医師１名の退職、また本年１月以降は新型コロナウイルス感染症の影響などにより、入院・外来ともに患者数が減少し、減収となりました。

た。この結果、昨年12月の補正予算で一般会計から1億4,000万円の追加繰入れを受けました。
経常収支は、一般会計からの追加の繰入れにより黒字決算となりました。

患者数を見ると、入院患者数は延べ2万815人で、前年度比2,746人の減、外来患者数は延べ3万7,823人で、前年度比2,808人の減となりました。

それでは、45、46ページにお戻りください。

令和元年度下呂市立金山病院事業会計決算報告書でございます。

全て税込み金額でございます。区分と右ページの決算額を読み上げさせていただきます。

(1)の収益的収入及び支出の収入の部で、第1款病院事業収益の決算額は14億9,971万8,788円、支出の部で、第1款病院事業費用の決算額は14億4,953万6,265円でございます。

次に、その下で(2)資本的収入及び支出の収入の部で、第1款資本的収入の決算額は1億890万8,000円、支出の部で、第1款資本的支出の決算額は1億5,976万6,862円でございます。

以上が決算報告関係でございます。

次の47ページから51ページまでは損益計算書、貸借対照表などがございます。

52ページ以降につきましては、先ほど御説明させていただきました事業報告書を含めた決算附属書類でございますので、説明は省略をさせていただきます。

以上で、認第1号から認第12号の各会計の決算認定に係る説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（中島達也君）

ただいま説明のありました各会計の決算につきましては、地方自治法第233条第2項及び同法第241条第5項並びに地方公営企業法第30条第2項の定めるところにより、下呂市監査委員の審査がなされております。よって、その結果につきまして監査委員の報告を求めます。

都竹監査委員。

○監査委員（都竹基己君）

それでは、謹んで御説明を申し上げます。

まず、令和元年度下呂市一般会計・特別会計歳入歳出決算審査意見書を御覧ください。

まず、1ページをお願いいたします。

審査の対象は、令和元年度下呂市一般会計歳入歳出決算、令和元年度下呂市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）歳入歳出決算ほか7特別会計であります。

審査の期間は、令和2年6月22日から令和2年7月31日までであります。

審査の手続として、審査に付された各会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書について、関係法令に準拠して作成しているかどうかを確かめ、これらの計数の正確性を検証するため、関係諸帳簿、その他証書類との照合等、通常実施すべき審査手続を実施するとともに、定期監査、例月現金出納検査等の結果も参考にしながら審査を行いました。

審査の結果につきましては、審査に付された各会計の歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質

収支に関する調書及び財産に関する調書は、いずれも関係法令に準拠して作成されており、その計数は、関係諸帳簿等と照合した結果、誤りのないものと認められました。なお、予算の執行及び関連する事務処理におきましては、3件の改善すべき事項が認められました。

次ページ以降は決算の概要であります。

2ページをお開きください。

決算の概要の総括でございます。

令和元年度の一般会計及び特別会計の総決算額は、歳入決算総額350億4,961万1,714円、歳出決算総額337億7,909万8,917円でございます。

下段の表は、各会計の決算額であります。

一般会計の歳入総額は240億4,788万9,952円、対前年度比4.8%減、歳出総額は233億1,520万6,526円、対前年度比2.5%減であります。

特別会計の歳入総額は110億172万1,762円、対前年度比13.9%減でございます。歳出総額は104億6,389万2,391円、対前年度比10%減であります。

3ページからは、財政指標の状況を記載しております。

7ページには、市債残高の状況を記載しておりますので御覧ください。

8ページからは、一般会計歳入歳出決算状況を記載しております。

さらに、12ページから20ページまでは、款別の歳入決算状況を記載しております。

21ページから28ページまでは、款別の歳出決算状況を記載しております。

29ページからは、8特別会計の決算状況でございます。

39ページには実質収支に関する調書、財産に関する調書を記載しておりますので御覧ください。

43ページからは結びとしております。

冒頭にも述べましたが、個別事項としまして3点指摘をしておきましたので、是正されるようお願いいたします。

49ページ中段以下、最後にという記載がありますので御覧ください。

歳入につきましては、ふるさと寄附金が64.3%増、2億円に迫る勢いであることは特筆に値するところでございますが、今後とも厳しい状況が続くというふうに考えております。

したがって、歳出については切り込んだ査定が必要となります。費用対効果、中・長期的観点、経費負担の在り方等々からの査定であります。

その中で飛騨御嶽高原高地トレーニングエリア、この施設は日本を代表する選手がその能力を一層高めるために利用し、また将来、日本の陸上界を背負うであろうと期待される高校駅伝の強豪校の選手たちも合宿しております。この運営費は、国・県と協議し、大幅な支援を求める、あるいは運営主体を国に求めるということが必要であるというふうに考えております。

一般会計、特別会計、そして後ほど説明しますが、企業会計についても、その財務内容につきましては、市民に丁寧の説明し、議論を深めていただきたいと思います。

御承知のとおり、特別会計につきましては、特定の収入をもって特定の支出に充てるため、一

一般会計とは区分して経理する必要から設けられておりますが、30ページ上段に特別会計への一般会計の繰入れについて記載してございます。簡易水道事業が企業会計の水道事業会計に移行して、繰入額は減少しておりますが、全体で26億8,000万円余りとなっております。今後、人口減少、新型コロナウイルス感染症の影響による景気の低迷、災害対応といった課題に立ち向かうため、多額の予算が必要となることが予想されます。

決算における財政調整基金残高は、ピークが平成28年度末84億2,209万4,000円で行いました。令和元年度末残高は55億2,194万5,055円となっております。この3年間で29億円の減となっております。

一般会計からの基準外繰入れをしている特別会計につきましては、その繰入額を少しでも減らせるよう、会計ごとに真剣に取り組んでいただきたいと思います。

それから、次に令和元年度下呂市基金運用状況審査意見書についてであります。

51ページを御覧ください。

まず、審査の対象は、育英資金基金ほか4基金であります。

審査の期間は、令和2年7月1日から令和2年7月21日までであります。

審査の経手として、審査に付された令和元年度の基金の運用状況を示す書類について、その計数の正確性を検証するため、関係諸帳簿との照合、その他通常実施すべき審査の経手を実施したほか、基金の運用状況の妥当性を検証するため、関係書類を審査いたしました。

審査の結果については、令和元年度の基金の運用状況に関する調書の計数は、関係諸帳簿等と照合した結果、誤りのないものと認められました。また、基金の運用状況は、いずれにしても妥当と認められました。

最後に、令和元年度下呂市公営企業会計決算審査意見書についてであります。

57ページに審査の結果を記載しております。

審査の対象は、下呂市水道事業会計決算、下呂市下呂温泉合掌村事業会計決算及び下呂市立金山病院事業会計決算であります。

審査の期間は、令和2年6月22日から令和2年7月13日までであります。

審査の経手として、審査に付された決算報告書、財務諸表、附属書類について、関係法令に準拠して作成され、当事業の経営状況及び財務状態を適正に表示しているかどうかを検証するため、会計帳票及び関係証書類との照合等審査経手を実施しました。

審査の結果については、審査に付された決算報告書、財務諸表、附属書類は、下呂温泉合掌村事業会計を除き、いずれも関係法令に準拠して作成され、当事業の当年度の経営状況及び当年度末現在の財務状況を適正に表示されているものと認められました。また、予算の執行及び関連する事務処理においては、1件の改善すべき事項が認められました。

まず、水道事業会計についてでございますが、58ページから記載してございます。

御案内のように令和元年度から簡易水道事業が統合されております。

67ページから68ページに結びとして集約しております。

なかなか独立採算とはいかず、厳しい経営状態でございます。

68ページ半ばに有収率と記載がございます。これは供給した水量に対する料金としての収入があった水量の率でございます。上水道では、近年、70%半ばで推移しております。主な要因は、管路の老朽化による漏水であります。これは、当然ながら料金回収率に影響を及ぼしております。料金回収率は、1立方メートル当たりの供給原価に占める供給単価の割合でございます。上水道が88.4%、簡易水道が55.7%であります。簡易水道では、1立方メートル当たり143円55銭の収入を得るために248円58銭の経費を要しております。水道管延長距離の長さ、高低差など、自然条件の厳しさがございます。

今後、メタウォーターサービス株式会社の包括民間委託による経費節減が期待されております。耐震化を含めた管路の漏水対策、料金体系、料金水準の見直しなど、計画的に改善に努めていただきたいと思います。

次に、合掌村事業会計についてであります。

69ページ以下に記載してございます。

74ページから75ページには、結びとして集約しております。

多額の使途不明金が判明し、過去の決算の修復が必要であります。

令和元年度の決算審査は、本年度の決算額についてのみ審査したものであります。

92ページを御覧ください。

決算書には、別表4、合掌村事業の下段、流動資産、現金預金2億3,000万円余りとなっております。

75ページにお戻りください。

金融機関からの残高証明書に記載された額と通帳とを合わせた金額は5,500万余りでありまして、1億7,451万4,513円のそごが出ております。

当年度は、これは元年度でございますが、新型コロナウイルス感染症の流行の影響がありましたが、20万人に迫る入場者数でございました。当期純利益は、減価償却費1,000万円余りを差し引いても4,100万余りでございます。

これまで観光ニーズに十分応えてきた合掌村であります。新型コロナウイルス感染症の流行から、今、非常に厳しい状態が続いております。県内在住者を対象とする「岐阜で遊ぼう」キャンペーンも始まっております。今後の経営の在り方を含め検討していただきたいと思います。

金山病院事業会計につきましては、76ページ以下に記載してございます。

83ページ、84ページに結びとして集約しておりますので御覧ください。

御案内のとおり、金山病院の病床数は99床でございます。病床利用率は57.4%、7.8ポイント減、外来患者数は3万7,823人と、これも6.9%減少しております。これは昨年8月に内科医の先生が退職したことが響いております。昨年12月に12月補正により一般会計から1億4,000万の繰入れがされております。人口減、さらには新型コロナウイルス感染症の流行による受診抑制などから厳しい状況にございます。

今後も、在宅医療の支援、開業医などとの連携を進め、金山病院が担うべき役割をしっかりと見据えた経営を望むものであります。

以上が令和元年度下呂市一般会計・特別会計及び公営企業会計決算に係る意見でございます。

なお、49ページに記載しましたが、昨年より職員が講師となって自主的に「財政初級者勉強会」を開催していることは、大変頼もしく、評価しております。

地方なくして日本国はないという意を強くしておりますが、これには当然ながら厳しい財政状況を冷静に検証しまして、市民生活の持続に何が必要かということを市長はじめ執行部、市議会、そして私どもが緊張関係の中でそれを推進していくということが非常に重要なことと思っております。

以上で説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（中島達也君）

これより本12件に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

お諮りします。認第1号から認第12号までの12議案について、お手元に配付してあります付託表のとおり、決算特別委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、認第1号から認第12号までの12議案について決算特別委員会に付託することに決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長（中島達也君）

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

次の会議は9月15日午前10時より本会議となります。

本日はこれをもって散会いたします。御苦労さまでございました。

午後4時18分 散会

以上会議の次第を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和2年9月3日

議 長 中 島 達 也

署名議員 11番 一 木 良 一

署名議員 12番 吾 郷 孝 枝

